

378
54



* 0036228000 *

0036228-000

特202-187

工場関係法規集

埼玉県工業懇話会・編

埼玉県工業懇話会

昭和12年版

改訂

昭和12

AGF

378

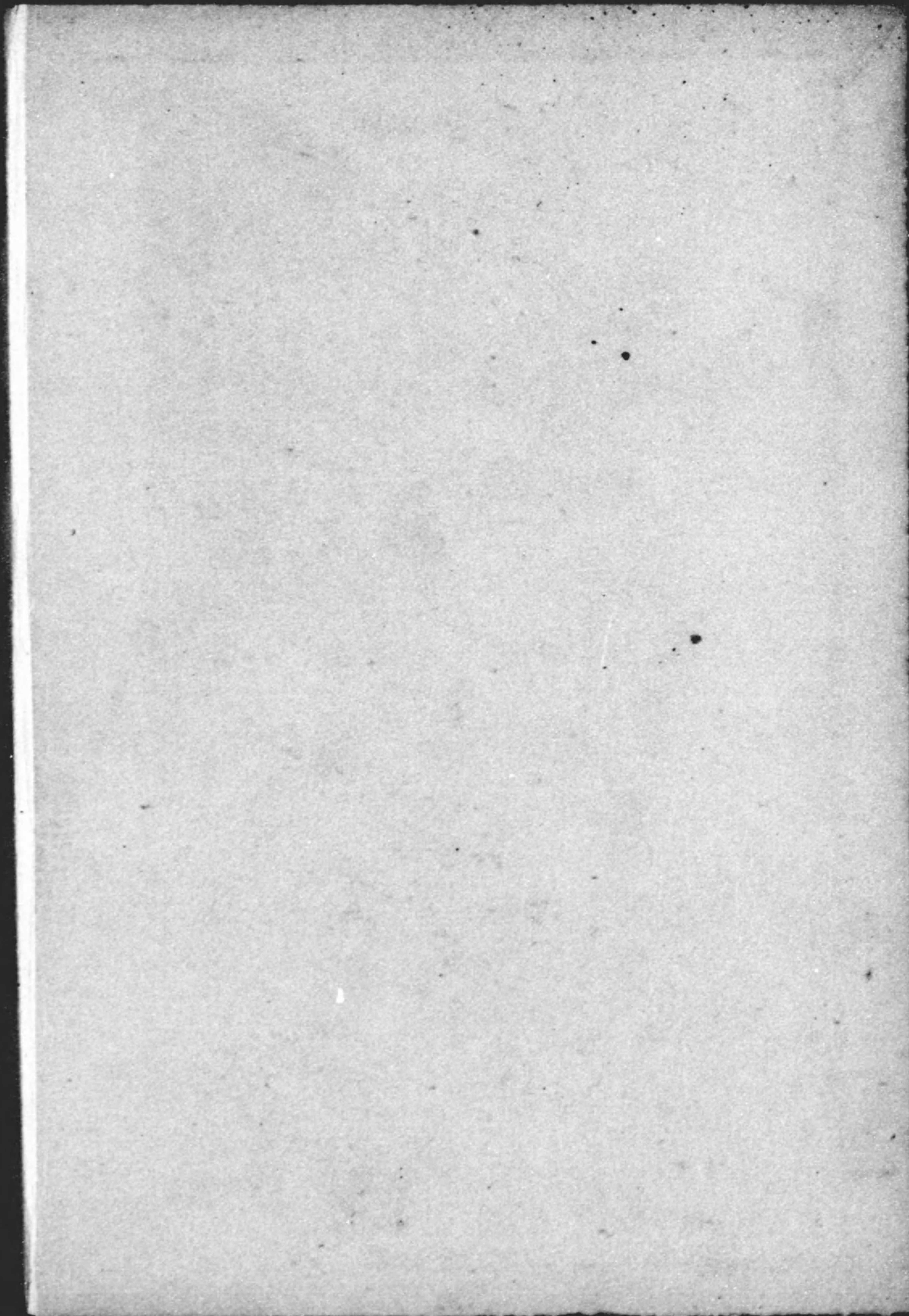
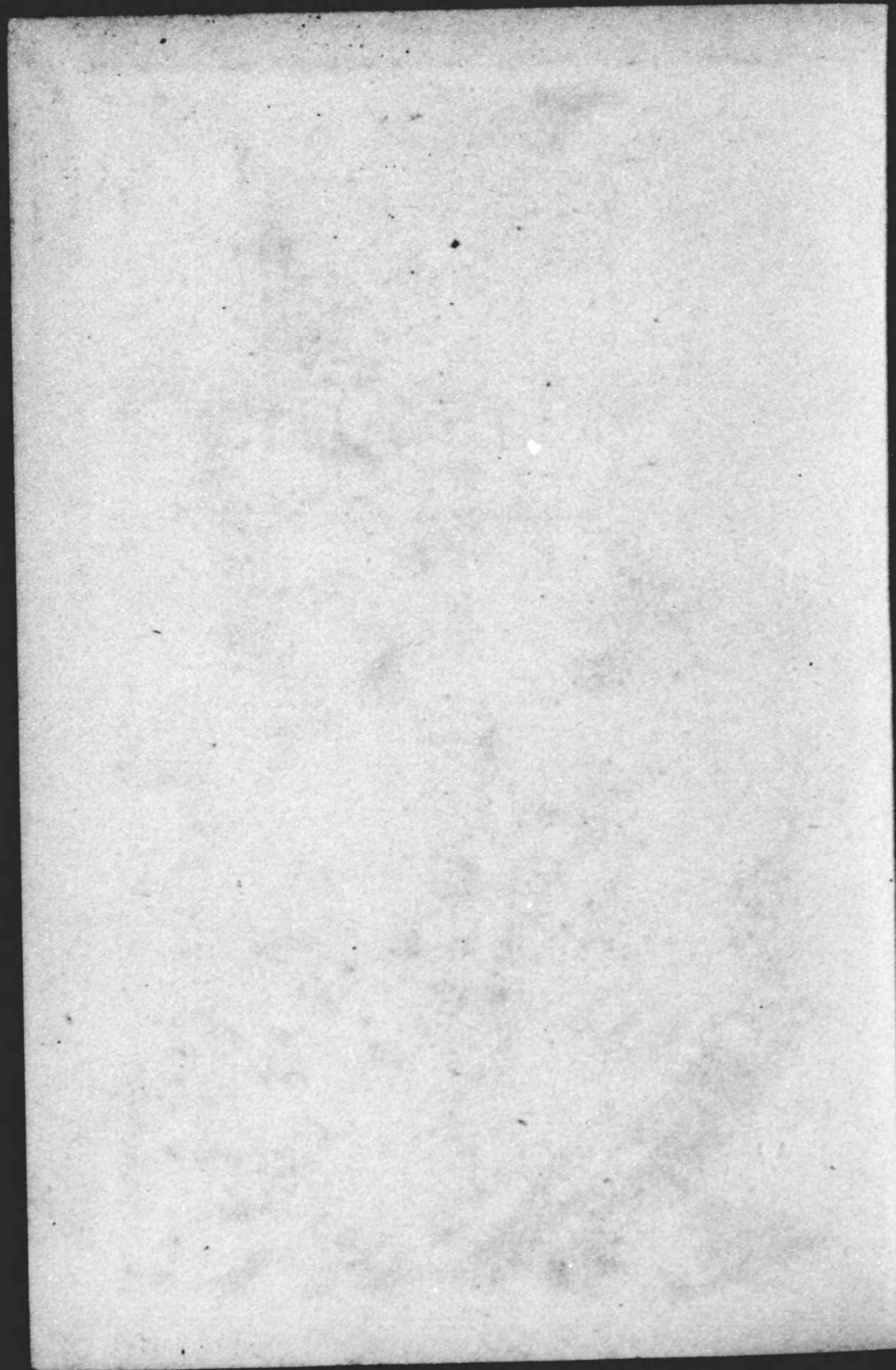
5.

昭和十二年版

訂改 工場關係法規集

埼玉縣工業懇話會

納本



特 202
187

昭和十二年版



關係法規集

埼玉縣工業懇話會



訂改工場關係法規

目次

一、工場法	一
二、工場法施行令	九
三、工場法施行規則	六
四、工場法施行細則	四
五、工場危害預防及衛生規則	四
六、工場危害預防及衛生規則施行細則	一〇
七、工場危害預防及衛生規則施行標準	二
八、工場附屬宿舍規則	三
九、工場附屬宿舍規則施行細則	二
十、工業勞動者最低年齡法	一
十一、工業勞動者最低年齡法施行規則	一
十二、工業勞動者最低年齡法施行細則	一
十三、勞動者募集取締令	一

目次

十四、労働者募集取締令施行規則	一五
十五、重貨物ノ重量表示ニ關スル件	一六
十六、土石採取場安全及衛生規則	一七
十七、土石採取場安全及衛生規則施行細則	一八
十八、汽機取締令	一九
十九、汽機構造規格	二〇
二十、汽機取締令施行細則	二一
二十一、原動機取締規則	二二
二十二、工場取締規則	二三
二十三、退職積立金及退職手当法	二四
二十四、退職積立金及退職手当法施行令	二五
二十五、退職積立金及退職手当法施行規則	二六
二十六、退職積立金及退職手当法ニ關スル事務取扱方針	二七
二十七、退職積立金及退職手当法ニ關スル規程準則	二八
二十八、労働者災害扶助法	二九
二十九、労働者災害扶助法施行令	三〇
三十、労働者災害扶助法施行規則	三一
三十一、労働者災害扶助法施行令第三條第二項第六號ノ疾病	三二

三十二、労働者災害扶助法施行細則	三三
三十三、労働者災害扶助責任保険法	三四
三十四、労働者災害扶助責任保険法施行令	三五
三十五、労働者災害扶助責任保険法施行規則	三六
三十六、労働者災害扶助責任保険ニ於ケル保険料率	三七
三十七、労働者災害扶助責任保険特別會計法	三八
三十八、労働者災害扶助責任保険特別會計規則	三九
三十九、供給労働者扶助令	四〇
四十、労働者災害扶助責任保険審査會規程	四一
四十一、労働者災害扶助責任保険審査會規程施行規則	四二
四十二、労働争議調停法	四三
四十三、労働争議調停法施行令	四四
四十四、労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件	四五
四十五、陸海軍ノ適用事業指定ノ件	四六
四十六、諸規程作例	四七
1. 職工扶助規則(例)	四八
2. 就業規則	四九
3. 貯蓄金同管理規程(例)	五〇

目次

4. 就業案内(例).....四六

5. 雇傭契約書(例).....四〇

6. 金剛信用證書.....三三

四十七、請願届ノ様式.....三三

1. 工場危害預防及衛生規則ニ依ル請願書式.....三三

2. 工場附屬宿舍規則ニ依ル請願書式.....三六

3. 労働者募集取締令ニ依ル請願書式.....三三

4. 工場取締規則ニ依ル請願書式.....四六

5. 原動機取締規則ニ依ル請願書式.....四三

6. 退職積立金及退職手當法ニ依ル請願届様式.....四三

一、工場法 (明治四十四年三月二十八日法律第四十六號) (大正十二年三月二十九日法律第三十三號改正) (昭和四年三月二十七日法律第二十一號改正) (昭和十年三月三十日法律第十九號改正)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 削除

第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五條 削除

第六條 削除

第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ

六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ條三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帯、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十六歳未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム
前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産前、産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ工業主ニ命シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シ命スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證據ヲ

携帶スヘシ

四

第十五條 工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ

於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第十五條ノ二 工業主前條ノ規定ニ基キ扶助ヲ爲シタルトキハ工業主ハ其ノ扶助ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

工業主及職工ノ出損スル共済組合勅令ノ定ムル所ニ依リ工業主ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セサラシムル給付ヲ爲シタルトキハ工業主ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

第十五條ノ三

第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リ消滅ス

第十五條ノ四 第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職

工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無

償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行区域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會

社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免カ

工場法

五

ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第三條、第四條、第七條乃至第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得但シ第三條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ適用後二年以内同條ノ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正五年五月勅令第五百十六號ヲ以テ九月一日ヨリ施行ノ旨定メラル)

大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十五年六月五日勅令第五百十二號ヲ以テ大正十五年七月一日ヨリ施行ノ旨定メラル)

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セ

ス
前項ノ規定ニ依リ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

昭和十年三月三十日法律第十九號附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年十二月二十一日勅令第四百四十六號ヲ以テ昭和十二年一月一日ヨリ施行ノ旨定メラル)

工場法第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ノ時効ニシテ其ノ進行カ本法施行前ニ始リタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期カ二年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第十五條ノ三ノ規定ヲ適用ス

二、工場法施行令

(大正五年八月二日勅令第九十三號)

大正十一年十一月一日勅令第四百七十一號改正
大正十五年六月五日勅令第五百三十三號改正
昭和四年六月二十六日勅令第四百一十一號改正
昭和十一年十二月二十一日勅令第四百四十七號改正

第一章 通 則

第一條 左ニ掲タル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ内務大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麸ノ製造
- 二 行李、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ柶柳、籐、竹、竹ノ皮、經木、莖、莖又ハ葉ノ手工品ノ製造
- 三 經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製
- 四 「アタン」、「バナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製
- 五 扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
- 六 紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造
- 七 形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造
- 八 手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫
- 九 手工ニ依ル組紐ノ編製
- 一〇 刺繡、「レース」、「パテンレース」又ハ「ドロインウオーク」ノ業

工場法施行令

第二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

第三條 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

- 一 毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造
- 二 動物ノ剝製
- 三 水銀ヲ用フル計器ノ製造
- 四 水銀印筒ヲ用ル魔法燈ノ製造
- 五 鉛ヲ用フル鐘ノ製造
- 六 珪瑯鐵器又ハ珪瑯藥ノ製造
- 七 塗料、顏料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造
- 八 亞硫酸瓦斯、「クロール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業
- 九 硫黃ノ精製
- 一〇 「チアン」加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理
- 一一 「フクチス」ノ製造
- 一二 脂肪油ノ精製
- 一三 「ボイル」油ノ製造
- 一四 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造
- 一五 溶劑ヲ用フル護謄製品ノ製造

- 一六 溶劑又ハ「ラバーセメント」ヲ用フル護謄製品ノ貼合
- 一七 溶劑ヲ用フル油脂ノ採取
- 一八 溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造
- 一九 溶劑ヲ用フル野草薙ノ捺染
- 二〇 溶劑ヲ用フル模造眞珠ノ製造
- 二一 溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)
- 二二 溶劑ヲ用フル絆創膏ノ製造
- 二三 「タンニン」酸ノ製造
- 二四 合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造
- 二五 「セルロイド」ノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
- 二六 硝化綿ノ製造
- 二七 「コロヂウム」ヲ用フル紙燃製品ノ製造
- 二八 「エーテル」ノ製造
- 二九 酒精ノ製造又ハ變性
- 三〇 「グイスコーズ」ノ製造
- 三一 「テレピン」油ノ蒸溜又ハ精製
- 三二 礦油ノ蒸溜、精製又ハ罐詰

工場法施行令

- 三 「アスファルト」ノ精製
- 四 澱質物ヲ用フル建築用ノ「フェルト」又ハ紙ノ製造
- 五 燐寸ノ製造
- 六 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
- 七 金屬ノ熔融又ハ精煉
- 八 電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ切斷
- 九 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
- 一〇 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
- 一一 動力ニ依ル製材
- 一二 電氣業(發電所、變電所、蓄電所及開閉所)
- 一三 電球ノ製造
- 一四 硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎
- 一五 金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨
- 一六 動力ニ依ル金屬箔又ハ金屬粉ノ製造
- 一七 動力ニ依ル鑛石、土砂、貝又ハ骨ノ粉碎
- 一八 電氣用「カーボン」ノ製造
- 一九 石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造

- 二〇 「カーバイト」ノ製造
- 二一 石灰ノ製造
- 二二 「フェルト」又ハ吹付羅紗(粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗)ノ製造
- 二三 起毛又ハ反毛ノ作業
- 二四 緞製綿
- 二五 麻ノ梳解
- 二六 古綿、落綿、古麻、屑紙、屑綿絲、屑毛又ハ襪種類ノ選別
- 二七 骨炭又ハ血炭ノ製造
- 二八 毛皮ノ精製、製革又ハ製膠
- 二九 毛髮又ハ羽毛ノ精製
- 三〇 其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業

第二章 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セララルコトナシ

工場法施行令

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主又ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ
職工ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ賃金百分ノ二十トス

第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ工業主ハ別表ニ掲クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ但シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ賃金百八十分(其ノ金額男子ニ在リテハ百五十圓、女子ニ在リテハ九十圓ニ滿チサルトキハ夫々百五十圓又ハ九十圓)ヲ下ルコトヲ得ス

別表ニ掲クル身體障害ニ以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

左ニ掲クル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上ク但シ其ノ障害扶助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ依ル障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 第十三級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 一級
- 二 第八級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 二級
- 三 第五級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 三級

別表ニ掲クルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應シ別表ニ掲クル身體障害ニ準シ障害扶助料ヲ支給スヘシ

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スヘシ

第七條ノ二 職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且工業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チサルトキハ夫々三百二十圓又ハ二百圓)ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿チサルトキハ三十圓)ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス
配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一 職工ノ家督相続人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

一 職工ノ家督相続人又ハ戸主

二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者

三 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條 第五條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ
障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク之ヲ支給スヘシ但シ工業主カ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得
遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給スヘシ
工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ

分割シテ支給スルコトヲ得

第十三條ノ二 職工健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第十四條 第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金五百四十日分(其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿テサルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓)ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十四條ノ二 工業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ工業主及職工ノ出捐スル共済組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ

得

一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二 扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條 扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額

二 職工健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ依ル發病ノ日ヲ除キ、發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以前)三月間(雇入後三月ニ滿テサルトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於

ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間

二 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間

三 試ノ雇傭期間

四 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間

第一項第二號ノ賃金總額ニハ賞與又ハ臨時ニ支給セラルル手當ニシテ内務大臣ノ定ムルモノヲ包含セス

前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ノ定ムル所ニ依ル但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價額ハ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價額ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、別表ニ掲クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第十九條 工業主ハ遲滞ナク扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ

定メ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ扶助規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條 官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第三章 職工ノ雇入及解雇

第二十一條 工場主ハ遲滞ナク職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ

第二十三條 工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ内務大臣ノ定ムル場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ遲滞ナク賃金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信託金其ノ他何等ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滞ナク之ヲ返還スヘシ

第二十四條 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト

二 職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラルル場合ニ於テ職工

ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

第二十五條 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 削除

第二十七條 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工、業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工若ハ別表第八級以上ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合亦同シ

第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス

第二十七條ノ二 工業主職工ニ對シ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クトモ十四日前ニ其ノ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ己ムコトヲ得サル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ掲クル期間ハ之ヲ算入セス

一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間引續キ二月ヲ超ユルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス

工場法施行令

一一

- 二 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業スル期間
- 三 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業スル期間但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 前二項ノ規定ハ試ノ雇傭期間中ノ職工ニ付之ヲ適用セス但シ雇入後十四日（工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日）ヲ超ユル職工ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十六條及第十七條ノ規定ハ第一項ノ賃金ニ、第十八條ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第二十七條ノ三 職工解雇ノ場合ニ於テ雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付證明書ヲ請求シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク之ヲ交付スヘシ
- 第二十七條ノ四 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ遲滞ナク就業規則ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ就業規則ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 就業規則ニ定ムヘキ事項左ノ如シ
 - 一 始業終業ノ時刻、休憩時間、休日及職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時轉換ニ關スル事項
 - 二 賃金支拂ノ方法及時期ニ關スル事項
 - 三 職工ニ食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項
 - 四 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
 - 五 解雇ニ關スル事項
- 地方長官必要ト認ムルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四章 徒 弟

- 第二十八條 工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
 - 一 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト
 - 二 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト
 - 三 品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト
 - 四 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セララルコト
- 第二十九條 工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
 - 一 徒弟ノ員數
 - 二 徒弟ノ年齢
 - 三 指導者ノ資格
 - 四 教習ノ事項及期間
 - 五 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
 - 六 休日及休憩ニ關スル事項
 - 七 品性修養ニ關スル監督ノ方法
 - 八 給與ノ方法
 - 九 第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程

工場法施行令

十 徒弟契約ノ條項

第三十條 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十六歳未滿ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第三十一條 地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條 第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘ラズ職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付同シ

第五章 罰 則

第三十三條 工業主ヲシテ不正ニ扶助義務、賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務若ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメタル者又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ違反シテ雇傭契約ヲ解除セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ス

第三十四條 削除

第三十五條 削除

第三十六條 削除

附 則

第三十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス

賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後三年內其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 本令施工ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月內ハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間內ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ認可ノ申請ニ付之ヲ準用ス
第四十條 現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ牴觸セサル限り本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケララルコトナシ

第四十一條 本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

工場法施行令

第四十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

大正十五年六月五日勅令第百五十三號附則

第一條 本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 従前ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者本令施行後引續キ扶助ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

第三條 本令施行ノ際大正十二年法律第三十三號又ハ本令ノ規定ニ依リ新ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主カ本令施行前ニ爲シタル契約ニ付テハ第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間之ヲ適用セス

前項ノ工業主ハ賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後二年以内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第四條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ使用スル場合ニ於テハ工業主ハ過滞ナク就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 附則第三條第一項ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月以内ハ第二十二條、第二十五條及前條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附則第三條第一項ノ工業主職工ノ貯蓄金ヲ引續キ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡

兒童ヲ引續キ使用スル場合ニ於テ前項ノ期間内ニ第二十五條又ハ前條ノ認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一項ノ期間内ニ附則第三條第二項ノ許可ヲ申請シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

昭和四年六月二十六日勅令第百二號附則

本令ハ昭和四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十二月二十一日勅令第百四十七號附則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際現ニ休業扶助料ヲ受クル者本令施行後引續キ休業扶助料ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

(別表)

工場法施行令

身體障害等級及障害扶助料表

等級	身 體 障 害	障 害 扶 助 料
第一級	一 兩眼ヲ失明シタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 五 半身不隨ト爲リタルモノ 六 兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 七 兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 八 兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 九 兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	賃金六百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ四百八十圓、女子ニ在リテハ三百圓ニ滿チザルトキハ夫々四百八十圓又ハ三百圓トス
第二級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 二 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	賃金五百三十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百

等級	身 體 障 害	障 害 扶 助 料
第三級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ	賃金四百七十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三百八十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓ニ滿チザルトキハ夫々三百八十圓又ハ二百四十圓トス
第四級	一 兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 三 鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ聾シタルモノ 四 一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 五 一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 六 十指ノ用ヲ廢シタルモノ	賃金四百十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三百三十圓、女子ニ在リテハ二百十圓ニ滿チザルトキハ夫々三百三十圓又ハ二百十圓トス

工場法施行令

第五級		第六級	
七	一	一	一
<p>兩足チ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ</p>	<p>一 眼失明シ他眼ノ視力〇・二以下ニ減シタルモノ</p> <p>二 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ</p> <p>三 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ</p> <p>四 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ</p> <p>五 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ</p> <p>六 十趾ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一 兩眼ノ視力〇・二以下ニ減シタルモノ</p> <p>二 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ</p> <p>三 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ</p> <p>四 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>五 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>六 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ</p>	<p>一 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>二 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ</p>
<p>賃金三百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百八十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓又ハ夫々二百八十圓又ハ二百四十圓トス</p>	<p>賃金三百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓、女子ニ在リテハ二百五十圓又ハ夫々二百四十圓又ハ二百五十圓トス</p>	<p>賃金二百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百圓、女子ニ在リテハ二百二十五圓ニ滿チザルトキハ夫々二百圓又ハ二百二十五圓トス</p>	<p>賃金二百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ百六十圓、女子ニ在リテハ百六十圓トス</p>

第七級		第八級	
七	一	一	一
<p>一 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一 眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減シタルモノ</p> <p>二 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ</p> <p>三 精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ</p> <p>四 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ</p> <p>五 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ</p> <p>六 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>七 一足チ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ</p> <p>八 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>九 女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ</p> <p>十 兩側ノ睪丸ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一 一眼ヲ失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減シタルモノ</p> <p>二 頸部ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ</p>	<p>賃金二百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ百六十圓、女子ニ在リテハ百六十圓トス</p>

工場法施行令

三	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	在リテハ百圓ニ滿チザルトキハ夫々百六十圓又ハ百圓トス
四	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ	
五	一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ	
六	一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ	
七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
八	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
九	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ	
十	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ	
十一	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ	
一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減シタルモノ	賃金百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ百二十四、女子ニ在リテハ七十五圓ニ滿チザルトキハ夫々百二十四又ハ七十
二	一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減シタルモノ	
三	兩眼ニ中盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ	
四	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ	
五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	

六	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	圓トス
七	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ	
八	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ	
九	一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	
十	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ	
十一	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ	

一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減シタルモノ	賃金百二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ九十五圓、女子ニ在リテハ六十圓ニ滿チザルトキハ夫々九十五圓又ハ六十圓トス
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	
三	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	
四	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	
五	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	
六	一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ	
七	一下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ	
八	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ	

第十二級	
一	<p>兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ</p> <p>鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ</p> <p>脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ</p> <p>一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ</p>
二	<p>一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ</p> <p>一耳ノ耳殼ノ大部分ヲ缺損シタルモノ</p> <p>鎖骨、肋骨、肩胛骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ</p> <p>一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ</p>
三	<p>一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ</p>
四	<p>局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ</p>
五	<p>男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ</p>
六	<p>女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ</p>
七	<p>一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ</p>
八	<p>長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ</p>
九	<p>一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ</p>
十	<p>一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ</p>
十一	<p>一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ</p>
十二	<p>局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ</p>
十三	<p>男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ</p>
十四	<p>女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ</p>
一	<p>實金六十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ五十圓、女子ニ在リテハ三十圓ニ滿チザルトキハ夫々五十圓又ハ三十圓トス</p>

第十三級	
一	<p>一眼ノ視力〇・六以下ニ減シタルモノ</p>
二	<p>一眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ</p>
三	<p>兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ</p>
四	<p>一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ</p>
五	<p>一手ノ拇指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ</p>
六	<p>一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ</p>
一	<p>實金四十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三十圓、女子ニ在リテハ二十圓ニ滿チザルトキハ夫々三十圓又ハ二十圓トス</p>

第十四級	
七	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ
八	一下肢チ一類以上短縮シタルモノ
九	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ
十	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿チ殘スモノ
二	三齒以上ニ對シ齒科補綴チ加ヘタルモノ
三	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜瘻ヲ殘スモノ
四	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜瘻ヲ殘スモノ
五	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
六	一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ
八	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
九	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ
十	男子ノ外観ニ醜狀ヲ殘スモノ
賞金二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ十五圓、女子ニ在リテハ十圓ニ滿チザルトキハ夫々十五圓又ハ十圓トス	

備考

- 一 視力ノ測定ハ萬國式試視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 三 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末關節ノ中以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- 四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 五 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末關節ノ中以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

三、工場法施行規則

(大正五年八月三日
農商務省令第十九號)

大正十五年六月七日内務省令第十三號改正
昭和四年五月十八日内務省令第十六號改正
昭和五年六月二十四日内務省令第二十四號改正
昭和十一年十二月二十一日内務省令第五十三號改正

第一條 工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ベルトン水車及電動機トス

第二條 工場法第四條及第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニ付同シ

第三條 紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間ハ十六歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長シ、十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第五條 工場法第九條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

一 原動機、電氣機械其ノ他ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ附屬スル勢輪、曲柄、連桿、接桿、聯

桿器、仰子桿、發電機ノ「コンミニテーター」、轉子、銳利ナル刃物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手又ハ之ニ準スヘキ危険ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、検査又ハ修繕スル業務

業務

二 危険ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シヲ爲ス

三 汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

四 發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接続

五 鋸機ニ木材ヲ送給スル業務

六 危険ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル柵圍、其ノ他危険豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

七 完全ナル柵圍其ノ他ノ危険豫防裝置ナキ車軸道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條 工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

一 砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黄燐、硫化燐、チアン水素酸、「チアンカリウム」、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務

二 「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」、石油ベンチン、「アルコール」

三 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務

工場法施行規則

四 火薬、爆薬又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務

五 金屬、礦物、土石、骨、角、襪、獸毛、棉、麻、藁等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

六 砒素、水銀、黃燐、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クロム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸氣若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

七 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、礦物、土石類ノ熔融若ハ煨燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條 工場法第十條ノ規定ハ前條第六號及第七號ニ掲クル業務ニ關シ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第八條 工業主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 精神病
- 二 癩、肺結核、喉頭核結
- 三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髄膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病
- 四 梅毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病
- 五 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腰痛炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 工業主ハ四週日以内ニ出産スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ産後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス
第九條ノ二 生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ヲ限り其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第十條 地方長官ハ前二條ニ掲クル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ産婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十一條 工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ様式第一號ニ依ル

第十二條 工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムヘシ

工業主ハ始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項ヲ各作業場ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十二條ノ二 工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃金ノ率及計算方法ヲ明示スヘシ

第十三條 工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムヘシ

第十四條 職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ

第十四條ノ二 工場法施行令第十六條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號ノ賃金總額ニ包含セラレサルモノ左ノ如シ

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與

二 發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當

第十五條 工場法施行令第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十六條 職工名簿ノ記載ハ様式第二號ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第十七條 職工名簿ノ用紙ハ職工死亡又ハ解雇後五年間之ヲ保存スヘシ

第十八條 工業主カ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於テハ職工名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノト看做ス

第十九條 職工ノ雇入、解雇及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇入又ハ解雇ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶

助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十條 工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

一 職工カ一月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ

二 職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

三 其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第二十一條 工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二十二條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

一 工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ

二 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ

三 第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

第二十三條 削除

第二十四條 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 職工就業中又ハ工場若ハ附屬建設物内ニ於テ負傷シ、窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ工業主ハ事故發生後遲滞ナク様

式第四號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ事故發生當時休業三日以内ノ見込ノ者療養ノ爲休業三日以上ニ及ヒタルトキ亦同シ

第二十六條 工場又ハ附屬建設物内ニ於テ左ニ掲クル事故發生シタル場合ニ於テハ工業主ハ遲滞ナク様式第五號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ

一 火災又ハ爆發

二 汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂

三 勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂

四 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切斷又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損

五 工場、附屬建設物、煙突又ハ高架橋ノ倒壊

六 其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタル事故

第二十六條ノ二 工業主扶助ヲ爲シタルトキ又ハ工場法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタルトキハ様式第六號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十七條 工場法第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用ヒ織物又ハ捻絲ノ事業ヲ營ムモノニハ工場法第三條、第四條、第七條、第八條、第十四條及第十八條乃至第二十三條並本則第二條、

第四條、第十一條、第十二條第二項、第二十一條及第二十二條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ工場ノ工業主ハ十六歳以上ノ職工ニ付其ノ住所、氏名、生年月日ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ工場ニ備付クルコトヲ要ス本名簿ハ工業労働者最低年齢法第三條ニ依ル名簿ト合併スルコトヲ

妨ケス

附 則

第二十八條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條、第十三條及第二十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十條 工場法施行ノ際十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

大正十五年六月七日内務省令第十三號附則

本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令(様式第二號ノ改正規定ヲ除ク)中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五歳トス

昭和四年五月十八日内務省令第十六號附則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條第一項ノ工場ノ工業主ハ本令施行後二年間ハ十六歳未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得

工場法施行規則

昭和五年六月二十四日內務省令第二十四號附則本令ハ昭和五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス

昭和五年六月二十四日內務省令第二十四號附則

本令ハ昭和五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十二月二十一日內務省令第五十三號附則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(樣式第一號)

第	號	大正	年	月	日	交付
社會局又ハ 廳府縣印 氏 名						
工場法第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建築物ニ臨檢シ 又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ 罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ 於テハ其ノ就業ヲ携帶スヘシ 工場法第二十一條 正當ノ理由ヲクンテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、 妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ 陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以 下ノ罰金ニ處ス						

豎八センチメートル横十センチメー
トル中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲シ
表面ニ「工場臨檢票」ト記ス

(樣式第二號)

雜	解	入	歴	履	所	住	
						女	男
						生	氏
						月	名
						日	氏
						籍	木

工場法施行規則

職工名簿記載心得

- 一 職工名簿ハ職工毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備ヘ其ノ體裁ハカード式其ノ他ノ方式ニ依リ工業主ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ
- 二 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 三 各欄ノ位置ハ本様式ニ掲クル順序ニ依ルヘシ但シ本則施行ノ際使用スル職工名簿ニ付テハ新名簿調製ニ至ル迄ノ間從前ノ順序ニ依ルコトヲ得
- 四 職工名簿ハ職工ノ業務別、男女別又ハ女工及十六歳未満ノ男工ト其ノ他ノ職工トヲ區別スル等便宜ニ從ヒ各別ニ之ヲ調製スルコトヲ妨ケス
- 五 履歴欄ニハ職工ノ學業及業務上ノ履歴ノ概略ヲ記載スヘシ職工十六歳未満ノ者ナル場合ニ於テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス
- 六 雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日、雇入期間ノ定アルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 七 解雇欄ニハ解雇ノ年月日、事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 八 職工死亡シタルトキハ本欄ニ其年月日、死亡ノ原因、死亡ニ至ル迄ノ經過ヲ記載スヘシ
- 九 雜欄ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- イ 女子及十六歳未満ノ男工カ同一日ニ於テ他工場ニモ就業スル場合ニ於テハ他工場ニ於ケル就業時間(工場法第三條第三項)
- ロ 職工カ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ヲ豫告シタルトキハ其ノ氏名、住所、職工トノ關係及豫告ノ年月日(工場法施行令第十二條但書)
- 尚本欄ニハ工業主ニ於テ必要ト認ムル雜件ヲ記載スルモノトス
- ハ 各票作成ノ當務者ハ雜欄其ノ他便宜ノ場所ニ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スヘシ

(様式第三號)

大正 年 月分		職工負傷疾病月報		工場名		職工總數			
						內	職工總數		
						女工	男工		
氏名	生年月	業務別 男女別	休業 數業	病名又 ノハ種類	發病又 ノハ日附	治癒 ノ日	死亡 ノ日	解雇 ノ日	未治癒ノ 翌月ノ繰越
									末
									○
									○
									○
									○
									○
									○

職工負傷疾病月報記載心得

- 一 本月報用紙ノ一頁ハ半紙半折大トス
- 二 本月報ニハ業務上ト否トヲ問ハス負傷又ハ疾病ノ爲引續キ三日又ハ夫レ以上休業シタル者ニ限リ記載スヘシ但シ死亡シタル者ニ付テハ休業三日ニ滿タサルトキト雖之ヲ記載スヘシ同一職工ニ付同一月内ニ二回以上月報ニ記載スヘキ事由ヲ生シタルトキハ各別ニ記載スヘシ
- 三 負傷及疾病ハ各別ニ取纏メテ記載スヘシ負傷ト疾病ト用紙ヲ別ニスルモ妨ケナシ
- 四 職工總數欄ニハ其ノ月ノ末日ニ使用スル職工ノ總數ヲ記載スヘシ
- 五 業務別男女別欄ニハ例ヘハ紡績工場ニ於テハ混棉部男工、精紡部女工、製紙工場ニ於テハ紙料部男工、織布工場ニ於テハ整經部女工等ニ準シ記載スヘシ
- 六 休業日欄ニハ其ノ月ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ
月末ノ休業日數カ三日ニ滿タサルモ翌月ノ分ト合算シテ三日又ハ夫レ以上トナリタル場合ニ於テハ之ヲ通算シテ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
未治癒ノ爲翌月ヘ繰越欄ニ記載シタルモノニシテ翌月ニ入り治癒シタルトキハ翌月ニ於ケル休業三日ニ滿タスト雖仍之ヲ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
- 七 病名又ハ負傷ノ種類、發病又ハ負傷ノ日附判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ
- 八 結末欄ニ於テハ其ノ月内ニ治癒シタル者ハ治癒ノ日附、其ノ月内ニ死亡シ又ハ治癒ニ至ラズシテ解雇シタル者ハ死亡又ハ解雇ノ日附ヲ記載シ其ノ月内ニ治癒セサル者ニ付テハ未治癒ノ

工場法施行規則

爲翌月ノ繰越欄ニ〇印ヲ附スヘシ
 (様式第四號)

職工死傷報告

工場名	事業ノ種類	職工數計	男	女	所在地	事故發生日時		事故場所		業務又ハ職名	年	月	日	午前	午後	時	分	工場主 又ハ 管理人	管	年	月	日	出				
						發生	時	所	名															入	賃	金	位及 症狀
死者ノ氏名	生年月	職工數計	男	女	所在地	發生	時	所	名	年	月	日	午前	午後	時	分	工場主 又ハ 管理人	管	年	月	日	出					
死傷者ノ姓名		職工數計		所在地		事故發生日時		事故場所		業務又ハ職名		年		月		日		工場主 又ハ 管理人		年		月		日		出	
死者ノ氏名		職工數計		所在地		事故發生日時		事故場所		業務又ハ職名		年		月		日		工場主 又ハ 管理人		年		月		日		出	
死者ノ氏名		職工數計		所在地		事故發生日時		事故場所		業務又ハ職名		年		月		日		工場主 又ハ 管理人		年		月		日		出	

() 年 月 日 出

職工死傷報告記載心得

- 一 本報告ノ用紙一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ職工死亡シ又ハ療養ノ爲休業二週日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ハ死傷者一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 五 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ケス
- 六 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 事業ノ種類別ニハ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、製糖業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ営ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 八 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ鑿窟室、鍛工場、木工場、乾燥室、原料粉碎室、苛性曹達煮詰釜場、叩解作業室、機關室ト貯炭所トノ間ノ軌道、入渠中ノ修理船丸ノ足場等)ヲ記入スヘシ

工場法施行規則

十 當日被害者ノ作業開始時刻欄ニハ被害者ノ當日作業ヲ開始シタル時刻ヲ記入スヘシ前日ヨリ引續キ夜業ヲ爲セル場合ニ於テハ前日ノ作業開始時刻ヲ記入スヘシ

十一 死傷者欄中

- (一) 業務又ハ職名欄ニハ被害者ノ擔當業務又ハ職名(例ヘハ旋盤工、修繕工、捺染工、雜役等)ヲ記入スヘシ
- (二) 雇入年月欄ニハ當該工場ニ於テ被害者ヲ雇入レタル年月ヲ記入スヘシ
- (三) 賃金欄ニハ被害者ノ日給(稼高ノ場合其ノ他收入一定セサル場合ニ於テハ最近ニ於ケル通常一日ノ賃金額)ヲ記入スヘシ
- (四) 被害ノ部位及症狀欄ニハ例ヘハ頭部打撲、右上膊骨折、左第三指及第四指挫傷、電撃、腹部火傷、瓦斯中毒、窒息等ヲ記載スヘシ
- (五) 死亡日時又ハ休業見込日數欄ニハ死亡シタル者ニ付テハ死亡ノ日時、生命危篤ノ者ニ付テハ其ノ旨、其ノ他ノ者ニ付テハ治療ノ爲休業シタル日數ト其ノ後ノ休業見込日數トノ合算日數ヲ記入スヘシ

十二 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高さ又ハ深サ、災害カ機械又ハ設備ニヨリテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高さ、壓力、電壓又ハ溫度其ノ他災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ擧ケテ其ノ頭末ヲ記載スヘシ但シ動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害ヲ發生シタルトキ左方

ノ記入欄ニ記入スル場合ニ於テハ其ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ付テハ簡略ニ記載スヘシ第二十六條ニ規定セル事故ニ依リ死亡者又ハ治療ノ爲休業三日以上ヲ要スヘキ者ヲ生シタルトキハ其ノ原因ヲ簡略ニ記載シ様式第五號ノ工場災害事故報告トノ關係ヲ明ニスヘシ

十三

- 動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スヘキ事項欄中
- (一) 名稱欄ニハ機械又ハ動力傳導裝置ノ名稱(例ヘハ蒸汽機關、旋盤、圓鋸機、車軸、調帶等)ヲ記入スヘシ
- (二) 大サ又ハ能力欄ニハ機械又ハ動力傳導裝置ノ大サ又ハ能力(例ヘハ何馬力、長サ何米、直徑何徑、幅何徑、厚サ何徑等)ヲ記入スヘシ
- (三) 災害ヲ生シタル分部欄ニハ例ヘハ曲柄、齒輪、鋸齒、車軸接手、調帶、調帶車等ヲ記入スヘシ其ノ部分ノ速度、大サ等欄ニハ廻轉數何程、輪周速度何米、長サ何米、幅何徑、厚サ何徑等ヲ記入スヘシ
- (四) 繩等ヲ記入スヘシ

十四

危害豫防裝置ノ狀況欄ニハ災害ノ發生セル機械、設備其ノ他ノ場所ニ危害豫防裝置(例ヘハ高サ何米ノ木製柵圍、何徑ノ眞鍮丸棒ヲ使用セル高サ何米ノ手欄、金網製掩蓋、機械運轉中ハ開カサル様爲シタル危險部ヲ蔽ヘル戸等)アルトキハ之ヲ記入スヘシ

十五

災害原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置ノ狀況其ノ他ニ關シ本欄中ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ

十六

災害原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置ノ狀況ニ關シテハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ

工場法施行規則

工場災害事故報告

工場名	事業ノ種類	英害ノ原因及發生状況	被害ノ状況			工場所在地	工場主又ハ工場管理人	年 月 日 時 分
			死者	傷者	被害者ノ種類			
			男	女	被害者ノ種類			
			計		坪			
					損害見積金額			
					補償、設備等ノ損害			
					原料、材料、製品等ノ損害			
					災害ニ因ル作業休止ノ損害			
					状況施設避難			
					状況施設防護			

工場災害事故報告記載心得

- 一 本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ二通差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ハ災害事故一件毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ
- 五 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルヲ妨ケス
- 六 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ賣藥製造業、セルロイド加工業、製綿業、機械修理業、煙火製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ営ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 八 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ汽罐室、瓦斯發生爐前、熔接作業場、硝化作業室、原料煮熱罐室、鋸込場、脫水作業場等)ヲ記入シ倉庫ノ場合ニ於テハ其ノ倉庫ニ格納セラルル物品ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ棉花倉庫、石油貯蔵庫等)ヲ記入スヘシ
- 十 災害ノ原因及發生状況欄ニハ左ノ各號ニ從ヒ記載スヘシ
 - (一) 火災ノ場合ニ於テハ發火ノ原因、第一次ニ火氣ヲ傳播セシメタル料品ノ名稱、數量、狀態

工場法施行規則

等及之ニ關係セル機械又ハ設備、作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ尙消火唧筒若ハ消火栓ヲ使用シタル以前ニ消火ノ爲取リタル措置アラハ其ノ狀況ヲ記載スヘシ

爆發ノ場合ニ於テハ爆發シタル料品ノ名稱、數量、爆發ノ原因、爆發ニ關係アル機械、設備、作業、操作其ノ他爆發ノ原因及狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ

(二)

汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂ノ場合ニ於テハ其ノ種類、型式使用ノ目的、製造年月、大サ、常用壓力、附屬壓力計ノ容量、安全弁ノ種類及口径、破裂當時ノ使用壓力、水壓試驗ヲ行ヒタルモノニ付テハ其ノ年月及試驗壓力、災害事故ニ關係アル作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ

(三)

勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂ノ場合ニ於テハ勢輪又ハ速高廻轉機ノ種類其ノ使用ノ目的、構成材料、大サ(直徑、厚サ等)常用廻轉數、災害發生當時ノ廻轉數其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ

(四)

起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索切斷シタル場合ニ於テハ其ノ常用荷重及事故發生時ノ荷重、事故ヲ惹起シタル部分(鎖、索、梁又ハ支柱)ノ構造、材料、大サ及製造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ

(五)

工場、附屬建設物、煙突、高架槽ノ倒壞ノ場合ニ於テハ倒壞ノ直接原因(風、地震等)被

(六)

害物件ノ構造、材料、構造ノ缺陷、構造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ

五人以上ノ負傷者(職工以外ヲ含ム)ヲ生シタル場合ニ於テハ前各號ニ倣ヒ災害事故ノ原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ顛末ヲ記載スヘシ

十一

前項ノ記載ニハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ

十二

死傷者數欄ニハ職工タルト否トニ拘ラス該當欄ニ記入スヘシ

十三

災害ニ因ル損害欄ニハ被害建物ノ損害ハ其ノ種類別ニ(例ヘハ木造ニ階建、石造平屋建、木骨亞鉛引鐵板張平屋等)、坪數(延坪)及其ノ損害見積金額ヲ記入シ、機械、設備等ノ損害、原料、材料、製品等ノ損害又ハ災害ニ依ル作業休止ノ損害ハ各總見積金額ヲ記入スヘシ

十四

豫防施設狀況欄ニハ火災ニ對スル消火防火ノ施設(例ヘハ自動撤水装置、消火唧筒、消火栓、消火器具等ノ種類及配置狀況又ハ防火壁ノ構造、防火戸等)ニ付記載シ特ニ發火ノ場所ニ於ケル施設狀況ヲ明ニスルニ爆發ニ在リテハ爆發ヲ起シタル場所特ニ塙壁、圍壁其ノ他ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ他ノ場合ニ於テモ其ノ豫防アラハ之ヲ記載スヘシ

十五

避難施設狀況欄ニハ出入口、昇降口、非常口、階段等ノ配置、構造、扉ノ開閉等ノ不良ナリシ爲避難ニ支障ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ記載シ特ニ避難設備トシテ設ケラレタルモノアラハ種類及配置ニ付記載スヘシ

十六

災害ノ原因及發生狀況、豫防及避難施設ノ狀況其ノ他ニ關シ本欄ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ

工場法施行規則

職工扶助報告

事業ノ種類	工場名及工場所在地	工場主又ハ工場管理人	扶助		養費	休業扶助料	障害扶助料	切替扶助料	養料	備考
			了未了別	終了別						
健康保険ノ被保険者ニ非ザル者ニ對スルモノ										
健康保険ノ被保険者ニ對スルモノ										

職工扶助報告記載心得

- 一 本報告ノ用紙一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ毎月二十日迄ニ前月分ヲ差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ニハ前月中ニ支給シタルモノハ之ヲ各個ニ記載シ、前々月ヨリ繼續支給セルモノハ其ノ集計ヲ記載スヘシ記載順序ハ扶助終了ノモノヲ先ニスベシ
- 五 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、製塩業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ営ム場合ニ於テハ其ノ主ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 六 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 業務又ハ職名欄ニハ扶助ヲ受クル職工ノ擔當業務又ハ職名(例ヘハ旋盤工、修繕工、捺染工、雜役夫等)ヲ記入スヘシ
- 八 工場法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタル場合ニ於テハ障害ヲ殘シタル時及現實ニ支給シタル時何レモ本表ニ記載シ前者ノ場合ニハ延期シタル旨ヲ後者ノ場合ニハ障害扶助料支給延期報告届出ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 九 健康保険ノ被保険者ニ對スルモノノ療養費及休業扶助料欄ニハ保險給付期間ヲ超ヘテ支給シタルモノノミヲ記載シ傷病手当金ヲ受クル者ニ對シ補給シタル休業扶助料ハ備考欄ニ保險給付補給トシテ記載スヘシ

工場法施行規則

障害扶助料支給延期報告記載心得

- 一 本報告ノ用紙一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ工場法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタル後還滞ナク之ヲ差出スヘシ
- 三 本報告ニハ扶助ヲ受クヘキ職工ノ障害扶助料支給延期承諾書ノ寫ヲ添附スヘシ
- 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ障害扶助料支給ノ後五年間之ヲ保存スヘシ

事業ノ種類	工場名及工場所在地	工業主又ハ工場管理人	男		女		備考
			氏名	職名ノ別	氏名	職名ノ別	
				業務負傷事故職工扶助給支給延期ノ身位			
				別年	別年	別年	
				月日	月日	月日	
				期	期	期	
				同	同	同	
				障	障	障	
				害	害	害	
				等	等	等	
				級	級	級	
				金	金	金	
				額	額	額	

- 五 本報告ハ職工一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ
- 六 事業ノ種類別ニハ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、製糖業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 七 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 八 業務又ハ職名欄ニハ扶助ヲ受クヘキ職工ノ擔當業務又ハ職名(例ヘハ旋盤工、修繕工、捺染工、雜役夫等)ヲ記入スヘシ
- 九 支給延期ノ期間欄ニハ例ヘハ雇傭期間中又ハ昭和 年 月 日迄ト記入スヘシ

四、工場法施行細則

(昭和十二年三月十六日)
埼玉縣令第十七號

- 第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ノ工業主ハ其ノ事由ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ様式第一號ニ依リ知事ニ届出ツヘシ
- 第二條 工場法第四條但書ノ規定ニ依ル午後十一時迄ノ就業許可願ハ様式第二號ニ依ルヘシ
- 第三條 工場法第七條第二項但書ノ規定ニ依ル一齊ニ休憩時間ヲ與ヘサル許可願ハ様式第三號ニ依ルヘシ
- 第四條 工場法第七條第三項ノ規定ニ依ル夏季就業時間延長許可願ハ様式第四號ニ依ルヘシ
- 第五條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル避クヘカラサル事由ニ因ル臨時就業時間延長及休日廢止許可願ハ様式第五號ニ依ルヘシ
- 第六條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル臨時必要ニ因ル就業時間延長届ハ様式第六號ニ依ルヘシ
- 第七條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル季節繁忙就業時間延長認可願ハ様式第七號ニ依ルヘシ
- 第八條 工場法施行令第十三條第四項ノ規定ニ依ル扶助料分割支給許可願ハ様式第八號ニ依ルヘシ
- 第九條 工場法施行令第二十四條但書ノ規定ニ依ル許可願ハ様式第九號ニ依ルヘシ
- 第十條 工場法施行令第二十五條ノ規定ニ依ル貯蓄金管理認可願ハ様式第十號ニ依ルヘシ
- 前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ貯蓄金管理規程ヲ職工ニ配布シ且之ヲ工場内見易キ場所ニ掲示スヘシ

- 第十一條 工業主工場法施行令第二十七條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ雇傭契約ヲ解除シタルトキハ様式第十一號ニ依リ五日以内ニ届出ツヘシ
- 第十二條 工場主ハ傳染病及工場法施行規則第八條第一項ニ掲タル疾病(トラホームハ輕症ヲモ含ム)ニ罹レル者アルトキハ速ニ様式第十二號ニ依リ届出ツヘシ
- 前項ノ疾病治癒シ就業セシメタルトキハ五日以内ニ様式第十三號ニ依ル罹病者治癒就業届ヲ提出スヘシ
- 第十三條 工場法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル工場管理人選任認可願ハ様式第十四號、同第十二條第一號ノ規定ニ依ル工場管理人選任届ハ様式第十五號ニ依ルヘシ
- 第十四條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ
- 一 職工カ出產ノ費用ニ充ツルトキ
 - 二 職工ノ戸主又ハ家族カ負傷シ若ハ疾病ニ罹リ又ハ火災、水災其ノ他不慮ノ災難ニ遭遇シタルトキ
 - 三 其ノ他己ムコトヲ得サル事由アルト認ムルトキ
- 第十五條 工業主ハ工場法施行規則第十四條ノ規定ニ依リ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシメタルトキハ様式第十六號ノ傷病者名簿ニ記入シ三年間之ヲ保存スヘシ
- 第十六條 工業主ハ職工雇入ノ際及毎年春秋二季工場法施行規則第八條ニ掲タル疾病其ノ他傷病ノ

有無ニ付醫師ノ診斷ヲ受ケシムヘシ但シ工場附屬寄宿舎規則ニ依ル健康診斷ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ結果ハ様式第十七號ノ健康診斷簿ニ記入シ三年間之ヲ保存スヘシ
第十七條 工業主ハ様式第十八號ノ産婦名簿ヲ備ヘ工場法施行規則第九條ノ規定ニ依リ休業ヲ求メタル者アルトキ又ハ出産シタル者アルトキハ其ノ都度記入シ三年間之ヲ保存スヘシ

第十八條 工場主ハ臨時ニ就業時間、休日、休憩時間ヲ變更セントスルトキハ様式第十九號ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

第十九條 工業主ハ二月以上ノ期間ニ涉リ工場ヲ休止セントスルトキハ様式第二十號ニ依リ豫メ知事ニ届出ツヘシ

第二十條 工業主ハ毎年十月一日現在ニ於ケル使用職工ニ付様式第二十一號ニ依リ十月末日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第二十一條 本令ニ依ル願書ハ總テ正副二通ヲ提出スヘシ
許可シタルトキハ様式第二十二號ノ許可證印ヲ、認可シタルトキハ様式第二十三號ノ認可證印ヲ前項ノ副本ニ押捺シテ之ヲ交付ス

第二十二條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
一 工場ヲ廢止シ又ハ工場法ノ適用ヲ受ケルコトナキニ至リタルトキ

二 第一條様式第一號中第一號乃至第三號及第五號乃至第九號ノ事項中變更ヲ生シタルトキ

三 第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

第二十三條 知事ニ提出スヘキ書類ハ總テ工場所在地ノ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二十四條 本令ニ依リ備付クヘキ簿冊及知事ニ提出スヘキ文書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ拘留若ハ科料ニ處ス

附 則

第二十五條 工場法第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用ヒ織物又ハ捻絲ノ事業ヲ營ムモノニハ第一條乃至第七條、第十三條及第十八條乃至第二十四條ノ規定ヲ適用ス

第二十六條 前條ニ依リ届出ヲ爲シタルモノハ工場法第一條ニ該當スルニ至リタル場合ト雖モ其ノ届出ヲ爲スコトヲ要セス

工場法第一條ニ該當セサルニ至リタル工場ニシテ第二十五條ニ該當スル場合ハ第二十二條第一號ノ適用廢止届ヲ爲スコトヲ要セス

第二十七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式第一號)

工 場 届	工 場 届
工場所在地及工場名	

工場法施行規則

工業主ノ住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)	事業ノ種類	職工數	原動機ノ種類及個數	就業時間ノ配置 (職工ヲ二組以上ニ別テ就業セシムルトキハ各組別ニ記載スルコト)	休憩時間ノ配置 (職工全員ニ齊ニ休憩ヲ與ヘザルトキハ各組別ニ記載スルコト)	休日ノ配置 (職工全員ニ齊ニ休日ヲ與ヘザルトキハ各組別ニ記載スルコト)	賃金其ノ他ノ給與ヲ定ムル方法及其ノ支給日
		通勤 女男 寄宿 女男 計					

右工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由相生シ候條此段及御届候也

年 月 日

右

氏 名 〇

知 事 宛

注意 工場法第一條、工場法施行規則第二十七條、工場法施行細則第一條

(様式第二號)

深夜就業許可願

工場所在地及工場名	工業主又ハ工場管理人ノ氏名	使用職工數 (職工ヲ二組以上ニ別テトキハ各組別ニ記載スルコト)	午後十一時迄就業セシムルコトヲ要スル事由
		男 女 計	

工場法施行細則

現在ノ就業時間、休日及 休憩時間ノ配置	
改メントスル就業時間、 休日及休憩時間ノ配置 (職工ヲ二組以上ニ別ツ トキハ各組別ニ記載ス ルコト)	

右御許可相成度工場法第四條但書ノ規定ニ依リ此段及御願候也

年 月 日

右

氏

名

知 事 宛

注意 工場法第四條、工場法施行細則第二條

(様式第三號)

交替休憩許可願

工場所在地及工場名	
工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	

一齊ニ休憩ヲ與フルコト ヲ得ザル事由	
現在ニ於ケル 休憩時間ノ配置	
改メントスル休憩時間ノ 配置 (各組別ニ記載スルコト)	
期間ヲ定メ一齊ニ休憩ヲ 與ヘザルモノナレトキハ 其ノ期間	

右御許可相成度工場法第七條第二項但書ノ規定ニ依リ此段及御願候也

年 月 日

右

氏

名

知 事 宛

注意 工場法第七條第二項、工場法施行細則第三條

(様式第四號)

夏季就業時間延長許可願

工場所在地及工場名	
-----------	--

工場法施行細則

工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	現在ノ就業時間及 休憩時間ノ配置	改メントスル就業時間、 休日及休憩時間ノ配置	延長セントスル期間

右御許可相成度工場法第七條第三項ノ規定ニ依リ此段及御願候也

年 月 日

右

氏

名 印

知 事 宛

注意 工場法第七條第三項、工場法施行細則第四條

(様式第五號)

避クヘカラサル事由ニ因ル臨時就業時間延長許可願
休日 殿 止 許 可 願

工場所在地及工場名	工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	臨時必要ヲ生ヅタル避ク ヘカラザル事由	臨時就業時間ヲ延長シ又 ハ休日ヲ廢止セントスル 期間	就業セシムベ キ男女別人員	臨時就業セシメントスル 就業時間、休日、休憩時 間ノ配置

右御許可相成度工場法第八條第二項ノ規定ニ依リ此段及御願候也

年 月 日

右

氏

名 印

知 事 宛

注意 工場法第八條第二項、工場法施行細則第五條

工場法施行細則

(様式第六號)

臨時必要ニ因ル就業時間延長届

工場所在地及工場名	工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	臨時必要ナル生シタル事由	就業セシムベ キ男女別人員	延長スル必要アル期間	延長ノ日割	就業時間及休 憩時間ノ配置

右ノ通就業時間延長致度候條工場法第八條第三項ノ規定ニ依リ此段及御届候也
 年 月 日 右

知 事 宛

氏

名

①

注意 工場法第八條第三項、工場法施行細則第六條

(様式第七號)

季節繁忙就業時間延長認可願

工場所在地及工場名	工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	季節ニ依リ繁忙ナル事由	使用職工男女別人員	季節繁忙ノ認可ヲ 受ケントスル期間	延長セントスル日割

工場法施行細則

延長日ノ就業時間 及休憩時間ノ配置	
----------------------	--

右御認可相成度工場法第八條第四項ニ依リ此段及御願候也

年 月 日

右

氏 名 ①

知 事 宛

注意 工場法第八條第四項、工場法施行細則第七條

(様式第八號)

扶助料分割支給許可願

工場所在地及工場名	
工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	
分割支給ヲ要スル事由	

扶助ヲ受ケル者ノ 住所 及 氏名	
扶助ノ種類及其ノ金額	
扶助料算定ノ基礎、扶助 ヲ要スル事由及其ノ年月 日	
分割セントスル回 數及其ノ支給月日	

右御許可相成度工場法施行令第十三條第四項ノ規定ニ依リ此段及御願候也

年 月 日

右

氏 名 ①

知 事 宛

注意 工場法施行令第十三條第四項、工場法施行細則第八條

(様式第九號)

工場法施行令第二十四條但書ノ規定ニ依ル許可願

工場所在地及工場名	
-----------	--

工場法施行細則

知事宛

注意 工場法施行令第二十五條、工場法施行規則第十條

(様式第十一號)

無手當解雇届

工場所在地及工場名	
工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	
解雇ノ事由	
解雇通告月日 (預告シタルトキハ其ノ 月日)	
解雇者ノ本籍、住所、 氏名及年齢	
日給十四日以内ニ於テ手 當ヲ支給シタルトキハ其 ノ額	
解雇旅費ヲ支給シ タルトキハ其ノ額	

右工場法施行規則第十一條ノ規定ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

右

氏

名 〇

知事宛

注意 工場法施行令第二十七條ノ二、工場法施行規則第十一條

(様式第十二號)

傳染病及工場法施行規則第八條第一項ノ疾病届

病名	發病日	住	所氏名	傳染預防ノ措置ヲ爲シタルトキハ其ノ概況

右工場法施行規則第十二條第一項ノ規定ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

工場所在地

工場名

工業主又ハ
工場管理人

氏

名 〇

工場法施行規則

知事宛

注意 工場法施行規則第八條第一項、工場法施行細則第十二條第一項

(様式第十三號)

罹病者治愈就業届

病名	治愈月日	就業月日	就業ノ氏名

右工場法施行細則第十二條第二項ノ規定ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

工場所在地

工場名

工業主又ハ工場管理人

氏

名 ㊟

知事宛

注意 工場法施行規則第八條第一項、工場法施行細則第十二條第二項

(様式第十四號)

工場管理人選任認可願

工場所在地及工場名	工業主氏名	工場管理人トシテ選任セラル者ノ本籍、住所、氏名及生年月日	選任ノ事由

右御認可相成度工場法第十八條及工場法施行規則第二十一條ノ規定ニ依リ本人ノ履歴書並ニ選任契約書添へ此段及御願候也

年 月 日

右

氏

名 ㊟

知事宛

注意 工場法第十八條、工場法施行規則第二十一條、工場法施行細則第十三條

工場法施行細則

(様式第十五條)

工場管理人選任届

工場所在地及工場名	
工業主又ハ工場 管理人ノ氏名	
選任ノ事由	
理事、業務擔當社員、取 締役、支配人等ノ別	
工場管理人トシテ選任セ ラレタル者ノ本籍、住所、 氏名及生年月日	

右工場管理人ニ選任致候條工場法施行規則第二十二條ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

右

氏

名

知事宛

注意 工場法第十八條、工場法施行規則第二十二條、工場法施行規則第十三條

(様式第十六號)

傷病者名簿

傷病者氏名	生年 月 日	業務別 男女別	傷病ノ 種類	就業 可否	休業 日數	結 末	醫師氏名	醫師 印

注意 工場法施行規則第十四條、工場法施行規則第十五條

(様式第十七號)

健康診断簿

第 號	名氏及 生年月日	年次 診 断 ノ 時	工場法施行規則 第八條ノ疾病ノ 有無、其ノ病名	其ノ他ノ傷病ノ 有無、其ノ種類	醫 師 氏 名

工場法施行規則

年	年	年	年
秋季	春季	秋季	春季
月	月	月	月
日	日	日	日

注意 工場法施行規則第十六條

(様式第十八號)

産婦名簿

産婦氏名	生年月日	業務別	出産前休業ヲ求メタル日	休業ノ日	出産ノ日	就業ノ日	就業ノ業務	休業シタル日	備考	要

注意 工場法施行規則第九條、工場法施行規則第十七條

(様式第十九號)

臨時就業時間
休憩時間 變更届

工場所在地及工場名	工場主又ハ工場 管理人ノ氏名	現在ノ就業時間、休日、 休憩時間及其ノ配置	臨時ニ變更セ ル期間	變更セントスル就業時 間、休憩時間及休日並ニ 其ノ配置

就業時間
右臨時休業日變更致候條工場法施行規則第十八條ノ規定ニ依リ此段及御届候也
休憩時間

年 月 日

右

氏

名 〇

工場法施行規則

八七

知事宛

注意 工場法第三條、第四條、第七條、工場法施行細則第十八條

(様式第二十號)

工場休止届

工場所在地及工場名	
工場主又ハ工場 管理人ノ氏名	
休業ノ事由	
休業セントスル期間	
使用職工ノ措置	

右休業致候條工場法施行細則第十九條ノ規定ニ依リ此段及御届候也

年月日

右

氏

名

知事宛

注意 工場法施行細則第十九條

(様式第二十一號)

職工數現在届

年十月一日現在

工場所在地	工場名	事業ノ種類	職工ノ郷里 道府縣名		合計
			寄 宿	通 勤	
學 歴	男女別	男	女	合計	合計
	男	女	合計	合計	
年 齡 別	男女別	男	女	合計	合計
	男	女	合計	合計	

工場法施行細則

實業 中途退學	學女 本業	校又 中途退學	以青 年學校本 業科	校學小			不 就學
				科等 一年修	科常 本業	科尋 中途退學	
滿 五 十 歲 未 滿 上	滿 三 十 五 歲 未 滿 上	滿 三 十 五 歲 未 滿 上	滿 三 十 五 歲 未 滿 上	滿 二 十 五 歲 未 滿 上	滿 二 十 六 歲 未 滿 上	滿 十 五 歲 未 滿 上	滿 十 四 歲 未 滿 上

合 計	學 校 本 業	高 等、專 門學校 以上 本業又ハ在學
合 計	滿 五 十 歲 未 滿 上	滿 六 十 歲 以 上

右工場法施行細則第二十條ニ依リ及御届候也

年十月 日 右

工業主又ハ
工場管理人 氏

名 印

知事宛

注意 工場法施行細則第二十條



工場法施行細則

(様式第二十二號)



(様式第二十三號)



五、工場危害豫防及衛生規則

(昭和四年六月二十日
内務省令第二十四號)

第一條 本令ハ工場法第一條ノ工場ニ之ヲ適用ス

第二條 原動機及動力傳導裝置ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ適當ナル構圍又ハ被覆ヲ設クヘシ

第三條 動力傳導裝置ノ調帶ノ欄目ニハ突出セル金具ヲ使用スルコトヲ得ス但シ露出面ガ弧面ヲ爲シ危険ナキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ適當ナル構圍若ハ被覆ニ依リ又ハ据附位置ノ關係上接觸ノ虞ナク且運轉中手ニテ取扱フコトナキ調帶又ハ動力弱小若ハ速度緩ニシテ危険ナキ調帶ニ付テハ之ヲ適用セス

第四條 動力傳導裝置ノ車軸接手、車軸留輪、聯軸器、調車其ノ他廻轉部分ニ附屬セル「セツトスクリニュー」、「ボルト」、「ナット」及楔類ノ頭部ハ突出セサルモノヲ用フルコトヲ要ス但シ露出面カ弧面ヲ爲シ危険ナキトキ、適當ナル被覆ノ設ケアルトキ又ハ作業(掃除、注油、検査、修繕等ヲ含ム)若ハ通行ニ際シ運轉中接觸ノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 遊車ヲ使用スルモノニ在リテハ運帶裝置ヲ設クヘシ但シ作業上已ムヲ得サルモノ又ハ危険ノ虞ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ運帶裝置ニハ調帶力不意ニ固定車ニ移ルコトヲ防止スル裝置ヲ爲スヘシ

第六條 調車ト隣接車輪、軸承、車軸接手等トノ間隔狭小ニシテ其ノ間ニ調帶力脱落シ危害ヲ生ス

工場危害豫防及衛生規則

ル虞アル場合又ハ車軸ノ運轉中調帯ヲ調車ヨリ時時取外シ置ク場合ニハ適當ナル調帯受ヲ設クヘシ

第七條 注油ノ爲接近スルコト危険ナル動力傳導裝置ニハ安全ナル給油裝置ヲ設クヘシ

第八條 作業場所ニハ事故發生ノ場合ニ於テ速ニ原動機又ハ動力傳導裝置ノ運轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘシ但シ作業場所ヨリ原動機据附場所ニ直ニ到達シ得ル場合又ハ保員ヲ常置セル原動機室ニ通スル應急停止ノ信號ヲ定メアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 原動機及動力傳導裝置ノ運轉ヲ開始スル際ニハ之ヲ關係職工(徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ周知セシムル爲豫メ一定ノ合圖ヲ爲スヘシ

原動機、動力傳導裝置又ハ機械ノ運轉ヲ停止シテ掃除、注油、検査、修繕等ヲ爲シツツアル際ニ他人力之ヲ運轉シ危害ヲ生スル虞アルトキハ之ヲ防止スル爲適當ナル裝置又ハ處置ヲ爲スヘシ

第十條 動力ニ依リ運轉スル機械ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外構圍、被覆其ノ他適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル機械ノ部分ハ廻轉力停止スルニ非サレハ開クコト能ハサル裝置ト爲スヘシ

- 一 綿絲紡績機械ニ於ケル荒打綿機ノ「フアン ドーア」、打綿機ノ「ピーター カバー」及「ダート ドーア」、梳綿機ノ「シリンドー」ノ「フロント プレート」(但シ真空掃除器ヲ使用スルモノヲ除ク)、練篠機若ハ粗紡機ノ「ヘッド ストック」ノ「ギョーヤリング カバー」

二 絹絲紡績機械ニ於ケル切綿機ノ「シリンドー カバー」

三 其ノ他前二號ニ準スヘキモノ

第十二條 動力ニ依リ運轉スル機械ニハ各機械毎ニ速ニ運轉ヲ停止シ得ル裝置ヲ設クヘシ但シ連続セル一團ノ機械ニシテ共通ノ動力遮斷裝置ヲ有スルモノ又ハ危険ノ虞ナキ機械ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 粘性物質ヲ煉捏スル「ローラー」ニシテ危害ヲ生スル虞アルモノニ付テハ事故發生ノ場合ニ於テ被害者カ直ニ運轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘシ

第十四條 運轉中ノ原動機、動力傳導裝置若ハ動力ニ依リ運轉スル機械ヲ取扱ヒ又ハ之ニ接近シテ作業ニ従事スル爲頭髮又ハ被服力之ニ捲込マレ危害ヲ受クル虞アル者ニハ危害ヲ防止スルニ適當ナル帽子又ハ作業服ヲ着用セシムヘシ

職工ハ作業中前項ノ帽子又ハ作業服ヲ着用スルコトヲ要ス

第十五條 物品ノ揚卸口、槽、車軸道、階段其ノ他従業者ノ墜落シ危害ヲ生スル虞アル箇所ニハ構圍、扶欄、蓋等適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘシ但シ作業上已ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 作業用可搬梯子ニハ滑止其ノ他轉倒ヲ防止スルニ適當ナル裝置ヲ爲スヘシ但シ床面其ノ他ノ關係上危険ノ虞ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 機械間又ハ之ト他ノ設備トノ間ニ設クル通路ハ本令施行前既ニ設ケタルモノヲ除クノ外幅二尺六寸以上ナルコトヲ要ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監

工場危害豫防及衛生規則

以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 危険ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スヘシ

第十九條 職工ハ濫リニ危害豫防装置ヲ取外シ又ハ其ノ效力ヲ失ハシムル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條 地方長官ハ爆發性、發火性、若ハ引火性料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業場、貯藏倉庫、

置場、貯槽類又ハ容器ニ付危害豫防ノ爲必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十一條 爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造、取扱若ハ貯藏ヲ爲ス場所、瓦斯、蒸氣若ハ粉

塵ヲ發散シ爆發ノ虞アル場所其ノ他火災ノ危険著シキ場所ニ於テハ直接作業ニ必要ナル場合ノ外

火氣ヲ使用シ又ハ火花ヲ發セシムルコトヲ得ス但シ安全燈、電燈其ノ他危険ナキモノノ使用ハ此

ノ限ニ在ラス

前項ノ場所ニハ喫煙其ノ他不必要ナル火氣使用禁止ノ旨ヲ揭示スヘシ

第二十二條 油又ハ印刷用インキ類ニ依リ浸染シタル襦袢、紙屑等ハ不燃性ノ容器ニ收メ其ノ他適

當ナル處理ヲ爲スヘシ

第二十三條 爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造若ハ取扱ヲ爲ス作業場又ハ常時五十人以上ノ職

工ノ就業スル作業場ニハ火災等ノ場合ニ於テ容易ニ安全ナル場所ニ避難シ得ル爲適當ナル二以上

ノ出口ヲ設クヘシ

常時十人以上ノ職工カ二階以上ニ於テ就業スル場合ニハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安

全ナル場所ニ通スル二以上ノ階段ヲ設クヘシ

二階以上ニ於テ就業スル職工カ常時五十人以上ナルトキハ前項ノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 階面七寸以上上級上七寸以下ト爲スコト

二 勾配ヲ平面ニ對シ四十度以内ト爲スコト

三 高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト

四 幅内法三尺五寸以上ト爲スコト

五 廻段ヲ設ケサルコト

六 外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト

七 各段ヨリ高サ五尺七寸以内ニ障礙物ナキコト

作業ノ性質、建設物ノ構造設備等ノ關係上其ノ必要ナキ場合又ハ本令施行前既ニ設ケタル建設物

ニ付已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十四條 地方長官ハ火災等ノ場合ニ於ケル避難ノ爲作業場ノ通路、階段及出口ノ設置構造ニ付

必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 第二十三條ノ規定ニ依ル出口、前條ニ依リ設置ヲ命セラレタル出口及之ニ通スル通路

若ハ階段ニシテ常時使用セサルモノニハ適當ナル標示ヲ爲シ何時ニテモ避難シ得ル様有效ニ保持

スヘシ

第二十六條 瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆發ノ虞アル場所ニハ之カ危害

工場危害豫防及衛生規則

ヲ豫防スル爲其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十七條 左ニ掲クル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨揭示スヘシ

一 爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯藏ヲ爲ス場所

二 毒劇藥、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス場所

三 瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所

四 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入ルコトヲ得ス

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ關シ他種ノ作業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十八條 研磨機ニ依ル金屬研磨、炭酸含有清涼飲料水ノ發詰其ノ他物體ノ飛來ノ虞アル作業、

高熱物體又ハ毒劇藥、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵

又ハ有害ノ瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ從事スル職工ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘシ

職工ハ作業中前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要ス

第二十九條 衛生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル工場ニ於テハ當該職工ノ爲適當ナル食

事ノ場所ヲ設クヘシ但シ當該職工ガ工場内ニ於テ食事ヲ爲ササル場合ニハ此ノ限ニ在ラス

毒劇藥、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ爲ス工場、多量ノ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他ノ工場ニシ

テ作業ノ爲身體ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル洗面裝置ヲ設ケ必要品ヲ備フヘシ

前二項ノ工場又ハ高熱物體ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食

事ノ場所、更衣所、含嗽裝置若ハ浴場ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三十條 織機ノ杆カ杆通ノ爲緒ヲ吸出ス必要アルモノニ在リテハ緒引出具ヲ備フヘシ

職工ハ杆通ノ爲緒ヲ吸出スヘカラス

第三十一條 地方長官ハ衛生又ハ危害豫防上必要ト認ムルトキハ工場及附屬建築物ノ採光、換氣ノ

爲窓面ノ増加又ハ照明裝置其ノ他適當ナル處置ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フヘシ但シ作業ノ性質上傷害ノ

虞ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

救急具及材料ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ從業者ニ周知セシムヘシ

第三十三條 食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツヘシ

食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レルモノヲ使用スルコトヲ得ス

第三十四條 更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ區別スヘシ

第三十五條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外工場及附屬建築物設備力危害ヲ生シ又ハ衛生、風

紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命スルコトヲ得

第三十六條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十一條ノ場所ニ於テ喫煙ヲ爲シ其ノ他濫リニ

工場危害豫防及衛生規則

火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十六條、第二十八條第一項及第三十條ノ規定ハ本令施行後一年間、第八條、第二十三條第一項乃至第三項、第二十九條第二項及第三十四條ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタルモノニ付本令施行後一年間、第二條、第三條第一項、第四條乃至第七條、第十條乃至第十三條、第十五條、第二十六條及第二十九條第一項ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタルモノニ付本令施行後二年間之ヲ適用セス
本令施行前既ニ設ケタルモノニ付第二十三條第四項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ本令施行後四月以内ニ其ノ申請ヲ爲スヘシ

六、工場危害豫防及衛生規則施行細則

(昭和四年八月二十七日)
埼玉縣令第三十九號

第一條 工場危害豫防及衛生規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察署ヲ

經由スヘシ

第二條 規則第十七條但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 据付機械ノ名稱、種類及作業工程

三 機械ノ配置及機械間又ハ機械ト他ノ設備トノ距離ヲ表示シタル作業場ノ平面圖(出口詳記ノコト)

四 通路ノ幅員ヲ二尺六寸ト爲スコト能ハサル事由

第三條 規則第二十三條第四項ニ依ル同條第一項ニ關スル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 作業場ノ構造及平面圖

三 作業場ト附近ノ他ノ建設物トノ距離ヲ表示シタル略圖

四 出口ヲ二以上設ケル必要ナキ事由又ハ設ケルコト能ハサル事由

五 規則施行前既ニ設ケタル建物ニ在リテハ其ノ建築年月日

危害豫防及衛生規則施行細則

第四條 規則第二十三條第四項ニ依ル同條第二項ニ關スル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

- 一 事業ノ種類
 - 二 階上階下ニ收容スル男女別職工數
 - 三 作業場ノ構造及平面圖
 - 四 作業場ト附近ノ他ノ建物トノ距離ヲ表示シタル略圖
 - 五 階段ヲ二以上設クル必要ナキ事由又ハ設クルコト能ハサル事由
 - 六 規則施行前既ニ設ケタル建物ニ在リテハ其建築年月日
- 第五條 規則第二十三條第四項ニ依ル同條第三項ニ關スル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ
- 一 事業ノ種類
 - 二 階上階下ニ收容スル男女別職工數
 - 三 設ケントスル階段ノ構造圖面(規則第二十三條第三項各號ニ反スル部分ヲ表示スルコト)
 - 四 規則第二十三條第三項各號ノ規定ニ依ル必要ナキ事由又ハ依ルコト能ハサル事由
 - 五 規則施行前既ニ設ケタル階段ニ左リテハ其ノ設置年月日

附 則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

七、工場危害豫防及衛生規則施行標準

第 二 條

一、原 動 機

1. 原動機ハ別室又ハ安全ナル場所ニアルモノヲ除キ、係員以外ノ者ノ接近ヲ防止スヘキ確實ナル柵圍ヲ設クルコト、但シ電動機及臨時ニ使用スル移動式機關ニ付テハ危險部分ニ付被覆又ハ柵圍スルヲ以テ足ルコト
 2. 勢 輪 フライホイール ハ別室又ハ安全ナル場所ニアルモノノ外柵圍スルコト、危險特ニ甚シキ勢輪ハ別室ニアル場合ト雖モ柵圍スルコト
- ##### 二、動力傳導裝置タル車軸、調帶、調索及調車
1. 動力傳導裝置ノ範圍ハ原動機ノ軸ニ取付ケタル調車及調帶又ハ齒輪ヨリ機械ニ動力ヲ傳フル調帶又ハ齒輪迄ノ機械的裝置及其ノ附屬物ヲ謂フコト
 2. 床面(屋外、床下、地下室ト雖モ通行又ハ作業ヲ爲ス場所ヲ含ム以下之ニ同シ)上六尺以内ニ在ル動力傳導裝置ノ車軸ニハ柵圍、被覆又ハ圓套等ヲ設クルコト但シ接觸危險ナキモノハ其ノ要ナキコト
- 水平車軸ニシテ通行又ハ作業ノタメ上ヲ跨クモノニ付テハ被覆、踏切橋等ヲ設クルコト

工場危害豫防及衛生規則施行標準

3. 製絲工場ノ外摺式摺輪ノ車軸ノ如キモノニシテ表面平滑ナル圓筒形車軸ニ付テハ必スシモ柵圍、圓套等ヲ設クルヲ要セズ柵目ノ部分ノミ圓套ヲ設クルヲ以テ足ルコト
4. 床上六尺以内ニアル調帶、調索又ハ調車ニシテ作業又ハ通行ノ際上ヲ踏キ又ハ下ヲ潜ルモノ（身體ヲ屈スルニ非サレハ接觸スルモノ）及大サ、速度、力及周圍ノ關係上特ニ危険ナルモノニ付テハ柵圍又ハ被覆ヲ設クルコト
5. 調車間ノ距離十尺以上、幅五寸以上、速度毎秒三十尺以上ノ調帶ニシテ其ノ下ヲ通行シ又ハ其ノ下ニテ作業スルコトアルヘキモノニハ不意ノ切斷墜落ニ對シ下方ニ確實ナル柵圍ヲ設クルコト
6. 床上六尺以上又ハ床下若ハ地下室ニアリ平素接觸ノ危険ナキモ掃除、注油、検査、修繕等ノ場合ニ運轉中接觸スル危険アルモノニ付テハ成ルヘク被覆又ハ柵圍ヲ設クルコト

三、齒 輪

動力傳導裝置タル齒輪ニシテ通行及作業（掃除、注油、検査、修繕等ヲ含ム）ノ際運轉中不意ニ接觸ノ危険アルモノハ凡テ被覆スルコト但シ柵圍ニ依リ接觸危険ヲ防キ得ル場合ニハ柵圍ニテモ差支ナキコト

四、柵圍、被覆

1. 柵圍ノ高サハ左ノ標準ニ依ルコト
 - イ、危険部分ヨリ四寸未満ノ場合ニハ高サ五尺以上、危険部分ヨリ四寸以上八寸未満ノ場合ニ

ハ高サ四尺以上、危険部分ヨリ八寸以上ノ場合ニハ高サ三尺以上トスルコト

ロ、危険部分カ右高サニ達セサルトキハ危険部分ヨリ五寸以上高キヲ以テ足ルコト但シ高サ三尺ヲ下ルコトヲ得サルコト

ハ、實際ノ事情ニ依リ（特ニ既設ノモノニ付テハ）危害豫防ノ目的ヲ達スルモノト認メラルル場合ハ右標準以下ナルモ差支ナキコト

2. 柵圍及被覆ハ故意ニ非サレハ手足又ハ指ノ危険部分ニ觸ルル虞ナキモノトスルコト
3. 柵圍及被覆ハ凡テ堅牢ナルコトヲ要スルコト
4. 柵圍及被覆ハ掃除、注油、検査、修繕等ノ爲メ必要アル場合ニハ適當ナル窓又ハ戸扉ヲ設クルコト

第 三 條

本條ハ床上六尺以内ニアルモノハ勿論高所ニアルモノト雖モ掃除、注油、検査、修繕等ノ爲メ通行又ハ作業中接觸スル危険アルモノニ之ヲ適用スルコト

第 四 條

- 一、本條モ前條同様床上六尺以内ニアルモノハ勿論高所ニアルモノト雖モ掃除、注油、検査、修繕等ノ爲メ通行又ハ作業中接觸スル危険アルモノニハ凡テ之ヲ適用スルコト
- 二、車軸接手、車軸留輪、聯軸器、調車其ノ他廻轉部分ニ附屬セル「セツトスクリユー」、「ボルト」、「ナット」ハナルヘク埋頭式ヲ用ヒ現ニ在ルモノニシテ埋頭式ニ取替ヘ難キモノニ付テハ突出部ヲ

工場危害豫防及衛生規則施行標準

覆包スヘキコト

楔類ノ部分ハ突出セサルモノヲ用フルカ又ハ突出部ヲ確實ニ覆包スヘキコト

三、高所ニアル車軸ニシテ注油ハ停止中ノヲ行ヒ又ハ安全ナル注油装置アルモノニ付テハ調車附近ニアル突出物ヲ除クノ外本條但書末段ニ該當スルモノト認ムヘキコト

四、調車ノ縁端ヨリ内方ニ深ク取附アル突出物ハ接觸ノ虞ナキモノト推定スルコト

第五條

紡績ノ「カード」ノ調帯ノ如キハ第一項ノ但書ニ該當スルモノト認ムルコト

第六條

調車ト隣接調車又ハ軸承等トノ間隔(最狭部分ニ依ル)カ調帯ノ幅ヨリ廣キコト一寸以内又ハ「ベルト」ノ幅ノ四分ノ一以内ナル場合ニハ前段ニ該當スルモノト認ムルコト

第七條

動力傳導装置ノ軸承ニハ「オイルカツプ」、「リング式」、球軸承其ノ他長期ニ亙リテ給油ノ要ナキモノ又ハ「パイプ」若ハ其ノ他ノ遠隔給油具ヲ用ヒ危險部分ニ接近シテ給油ノ要ナキ装置ヲ設クルコト、運轉中ノ注油ヲ禁止シ又ハ注油ノ際接觸危險アル調帯、調車及車軸ニ橋脚被覆等ヲ爲ス場合ニハ該装置ヲ設ケサルコトヲ得ルコト

(注意) 注油トハ人カ油ヲ注クコトヲ意味シ給油トハ機械タルト人タルトヲ問ハス廣ク油ヲ給スルコトヲ意味スルモノトス

第八條

運轉停止装置トハ「クラッチ」ノ如キ動力遮斷装置又ハ「スキッチ」其ノ他原動機ヲ遮斷スル装置ヲ謂フコト

第九條

一、原動機及動力傳導装置ノ運轉ヲ停止シテ修繕、掃除等ヲ爲シツツアル際他人ガ不意ニ運轉ヲ開始スル危險アルモノニ就テハ之ヲ防止スルタメ、起動装置(部分的停止ヲ爲シ得ル動力傳導装置ニアリテハ其ノ部分ノ停止装置)ニ左ノ如キ装置ノ取附若ハ措置ヲナスコト

イ、錠ヲカクルコト

ロ、「掃除中」、「修繕中」等適當ナル標示板ヲ取附クルコト

ハ、其ノ他適當ナル方法(例ヘハ電動機ニアリテハ責任者若ハ當該作業者自ラ「プラグ」ヲ取

外シ携行スルコト、紐ヲ以テ結エルコト等)ヲ採ルコト

二、動力ニヨリテ運轉スル機械ノ修繕、掃除中ニ於テ他人カ容易ニ認識シ得サル種類ノ機械(装置ヲ含ム)ニアリテハ、其ノ起動装置ニ、其ノ移動若ハ使用ヲ不可能ナラシムル「ピン」其ノ他適當ナル装置ヲ取附クヘキコト

第十條

一、機械動力輪

機械動力輪ハ作業上已ムヲ得サルモノ、動力弱小若ハ速度緩ニシテ危險ナキモノ又ハ通行者ノ接

工場危害預防及衛生規則施行標準

觸危険ナキモノノ外柵圍被覆ヲ附スヘキコト
二、機械ノ突出物

機械ノ廻轉部分ニシテ接觸危険アル部分ニ附屬セル「セツトスクリユー」、「ボルト」、「ナット」及「キー」類ノ頭部ハ已ムヲ得サル場合ノ外突出セサルモノヲ用フルカ又ハ安全ナル被覆ヲ爲スコト
三、機械ノ齒輪

1. 機械ノ齒輪ニシテ作業又ハ通行者ノ接觸ノ危険アルモノハ凡テ被覆スルコト、例ヘハ紡織機械ニ於テ之ニ該當スルモノヲ例示スレハ左ノ如シ
イ、織機ニアリテハ「クバットホキール」ト「クランクホキール」トノ外側ニ「バランスホキール」若ハ柵圍ナキモノ
ロ、繰返機(起機ヲ含マス)ノ「ラツク」ト「ピニオン」ニシテ機械端ニアリテ露出セルモノ
ハ、糊槽ノ攪拌機及糊付機ノ傘齒輪ニシテ安全ナル位置ニ在ラサルモノ
ニ、紡績機械ノ一部ヲナス露出セル齒輪(運轉中掃除スル虞アルモノハ第十一條ニ依リ運轉ヲ停止スルニ非サレハ被覆ヲ取り外ス能ハサル装置トナスコト)
2. 接觸危険アル部分カ嚙合部ヨリ外方ニ向テ廻轉シ嚙合部ハ接觸危険ナキモノニ就テハ被覆ヲ要セサルコト
3. 齒輪被覆ハ少クトモ齒根迄被フコト但シ既設ノモノニシテ周圍ノ狀況ニ依リ其ノ必要ナシト認メラルルモノニ就テハ齒根ニ及ハサルモ差支ナキコト

四、鋸 機

1. 圓鋸機ニハ已ムヲ得サル場合ノ外割刃其ノ他ノ反撥豫防装置ヲ附スルコト
2. 中形又ハ小形ノ圓鋸機ニ付テハ成ルヘク適當ナル接觸豫防装置ヲモ附スルコト
3. 帶鋸及振子鋸ニ付テハ切斷ニ必要ナル部分ノ外ハ凡テ覆ヒ且成ルヘク材木ノ大サニ應シ調節シ得ル装置ト爲スコト
- 五、「ローラー」及「カレンダー」
1. 紙、布等ヲ通ス「ローラー」及「カレンダー」ノ嚙合部ニシテ手ノ挿込マルル處アル箇所ニハ已ムヲ得サル場合ノ外適當ナル「ガード」(「ドクター」ヲ含ム)ヲ附スルコト
2. 練漚機ノ「カレンダーローラー」ハ「クリヤラープレート」ヲ以テ常時「カレンダーローラー」ノ表面ヲ被覆スルコト
3. 「リング」精紡機及捻絲機ノ「ダブルチンローラー」ニハ「ローラーガード」ヲ嚙合側ニ取附クルカ「スプリングピース」ニ固定棒ヲ水平ニ取附クルコト
- 六、「パンチ」、「プレツス」、「シーヤ」、「カツター」
1. 成ルヘク材料送給及取出シニ直接手ヲ用ヒサル装置ヲ用フルコト
2. 材料ヲ手ニテ送給又ハ取出スモノニ付テハ各種機械ニ付實際ノ事情ニヨリ成ルヘク左ノ如キ適當ナル装置ヲ附スルコト
イ、金型及双物間ニ手ヲ入ルルコトヲ要セサルモノ

工場危害豫防及衛生規則施行標準

ロ、截断部分ハ被ハレタルモノ
ハ、其ノ他適當ナル安全装置

七、鉋機

- 1. 刃物取附軸ハ成ルヘク角軸ヲ廢シ丸軸ニ改ムルコト
- 2. 成ルヘク自動送給式ヲ用フルコト

八、織機ノ杆

杆ノ脱出ヲ防ク爲「シャトルガード」(織機ノ兩側ノ網ヲ含ム)ヲ附スルコト但シ「ラツク」ニ依ル杆ノ運轉装置ヲ有スルモノ、經絲切斷停止装置ヲ有スルモノ、絹織物、小幅木綿其ノ他ノ織機ニシテ脱出スルモ力弱キモノ又ハ事實上殆ント杆ノ脱出ノ事例ナキモノニ付テハ其ノ要ナキコト

九、研磨機ニハ堅牢ナル保護「ガード」ヲ附スルコト但シ金屬、木質、布皮等ヲ材料トシ危險ノ虞ナキモノ及小形ノモノヲ除ク

十、其ノ他「カム」摩擦聯動機「シリンドー」等機械ノ危險ナル部分ニハ已ムヲ得サル場合ノ外適當ナル安全装置ヲ設クルコト

十一、機械ノ構圖、被覆ニ付テハ第二條ノ四ヲ準用スルコト

第十二條

- 一、製絲工場ノ摺輪ノ車軸ニ付テハ各窓毎ニ動力遮斷装置ヲ設クルヲ要セサルコト
- 二、運轉停止装置トハ遊車、「クラツチ」、「スキツチ」等ノ動力遮斷装置ヲ謂フコト

三、連續セル一團ノ機械トハ工程ノ連續セル機械ニシテ各機力一室ニ在リテ近ク集約セルモノヲ謂フコト

第十三條

「ゴム」又ハ「エポナイト」ヲ煉捏スル「ローラー」ニハ本條ニ適用スルコト

第十四條

紡績ノ粗紡機又ハ組紐工場若ハ電線工場ノ組紐機其ノ他頭髮力排込マルル處アル機械ヲ取扱フ女子ニハ帽子ヲ着用セシムルコト

第十五條

柵圍又ハ扶欄ノ高サハ二尺七寸以上トスルコト但シ既設ノモノニ就テハ二尺七寸ニ及ハサルモ實際ノ上墜落豫防ノ目的ヲ達スルモノト認メラルル場合ニハ差支ナク又車軸道ノ手摺ハ手ヲ支持スヘキモノアルヲ以テ足ルコト

第十六條

- 一、可搬梯子(脚立梯子ヲ除ク)ノ下端ニハ成ルヘク「コンクリート」又ハ鐵板ノ床ニ用フルモノハ「カーボランダム」ヲ、木又ハ土ノ床ニ用フルモノハ金屬尖端ヲ附スルコト但シ便宜布片等ヲ下端ニ卷キ附ケテ其ノ目的ヲ達スルトキハ臨時ノ處置トシテハ差支ナキコト
- 二、車軸用梯子ニハ上部ニ鈎ヲ附スルコト
- 三、床ニ滑止ノアル場合ニハ但書ニ該當スルモノトスルコト

工場危害豫防及衛生規則施行標準

第十七條

通路トハ當該場所ニ於テ作業ヲ爲ス者以外ノ者カ通行スル所ヲ謂フコト

第二十條

一、爆發性料品トハ左ノ如キモノヲ謂フコト

鹽素酸加里、鹽素酸曹達

過鹽素酸加里、過鹽素酸曹達、過鹽素酸アムモニヤ

硝酸加里、硝酸曹達、硝酸アムモニヤ

硝化棉

ニトロペンゾール、チニトロペンゾール、ピクリン酸其ノ他ノ芳香族ノ硝化物ニシテ爆發性ヲ

有スルモノ

セルロイド

(注意)

一、「セルロイド」ハ性質上易燃性ニシテ爆發性ニ非サルモ實際上ハ爆發性料品ト同視スルコト

ト

二、火藥類ニ付テハ銃砲火藥類取締法令ニ依ルコト

二、發火性料品トハ左ノ如キモノヲ謂フコト

過酸化曹達

カリウム、ナトリウム

炭化石灰

生石灰

黃磷、赤磷、硫化磷

三、引火性料品トハ左ノ如キモノヲ謂フコト

エーテル、コロヂオン

二硫化炭素

アセトン

メチルアルコール、酒精

醋酸エチル、醋酸アミル、醋酸ブチル

ガソリン(石油エーテル、石油ベンチン)、燈油

ペンゾール、トルオール、キシロール、ソルベントナフサ

テレピン油

原油、石油製品、タール類、其ノ製品又ハ樹脂若ハ澱質物ノ乾餾製品其ノ他ニシテ「アーベル、

パンスキー」閉塞式發焰試験器ヲ用ヒ氣壓七六〇耗ニ於テ攝氏七十度未滿ノ溫度ニテ發焰スル

モノ

四、分量輕少ナル場合ニハ本條ヲ適用セサルコト

工場危害豫防及衛生規則施行標準

第二十一條

- 一、爆發性、發火性若ハ引火性料品ハ前條ト同様ナルコト但シ生石灰ヲ除ク
- 二、爆發ノ危険アル粉塵ヲ例示スレハ左ノ如キモノナルコト但シ分量少キ場合ヲ除ク
石炭、木炭、骸炭類ノ粉末
アルミニウム粉、青銅粉等ノ金屬性粉末
粉、糖
澱粉、穀粉
コルク粉、木粉其ノ他動物性粉末
- 三、爆發ノ危険アル瓦斯又ハ蒸氣ノ主タルモノヲ例示スレハ左ノ如キモノナルコト
アセチレン瓦斯
水素瓦斯
引火性料品ノ蒸氣
- 四、其ノ他火災危険著シキ場所ノ顯著ナルモノヲ例示スレハ左ノ如キモノナルコト
多量ノ糞ヲ取扱フ工場
製紙工場ニ於ケル多量ノ紙屑、糞、糞等ノ散亂セル場所、油浸糞ノ置場、紙屑若ハ糞ノ置場若ハ倉庫
製綿工場

混打綿、梳綿、起毛、反毛等ノ作業場

五、第二項ノ揭示ハ「火氣嚴禁」、「喫煙禁止」等ノ揭示ヲ以テ足ルコト

第二十三條

- 一、踊場ハ長サ三尺五寸以上トスルコト
- 二、扶欄ノ高サハ階段踏面ノ中央ニテ垂直ニ測ルコト

第二十六條

- 一、左ノ如キ有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所（其ノ分量ノ少クシテ衛生上害ナキ場合ヲ除ク）ハ本條ヲ適用スルコト
水銀又ハ其ノ化合物（朱ノ如キ無害ナルモノヲ除ク）
鉛又ハ其ノ化合物
酸化亞鉛（亞鉛又ハ其ノ合金ヲ熔融スル場合ノ煙氣）
黃磷又ハ磷化水素
砒素化合物
チアン化合物
クロム化合物
マンガ化合物
クロール、臭素

工場危害預防及衛生規則施行標準

弗化水素、鹽酸蒸氣

硫酸蒸氣、亞硫酸瓦斯、硫化水素

硝氣(酸化窒素類)

アンモニア

一酸化炭素

二硫化炭素

フォルムアルデヒド

アクロレイン

エーテル蒸氣

醋酸エチル、醋酸アミル

四鹽化エタン

テレピン油

タール蒸氣、ベンゾール、アニリン其ノ他ノ芳香族及其ノ誘導體

石油瓦斯及蒸氣

多量ノ炭酸瓦斯

多量ノ硅砂塵又ハ之ニ類スルモノ

二、瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ爆發ノ虞アル場所トハ第二十一條ノ二及三ニ掲タルモノヲ發散シ

爆發ノ危險アル場所ヲ謂フコト

三、羊毛、綿、麻、セメント等ノ粉塵ノ發散甚シキ場所ニハ除塵裝置ヲ爲スコト

四、瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ハ先ツ發生ヲ防止スルカ、又ハ發生ノ局所ヲ密閉スルニ努メ其ノ不可能ナルトキハ成ルヘク發生ノ局所ニ於テ吸引排出スル裝置ヲ設クルコト

五、右方法ニ依リ充分ニ排除シ難キ場合ニハ作業室全體ヲ大キクシ天井ヲ高クシ換氣ヲ計ル等適當ナル方法ヲ講スルコト

第二十七條

一、第一項第一號ハ第二十條ニ付掲ケタル料品ト同様ナルコト

二、第一項第二號ノ毒劇藥、毒劇物ハ明治四十五年内務省令第二號及第六號ニ依ルコト

三、毒劇藥、毒劇物以外ノ有害料品ノ主ナルモノヲ掲クレハ左ノ如キモノトナルコト

水 銀

鉛又ハ鉛合金ノ粉末

鉛 炭

炭酸鉛

過酸化滿侖、過酸侖酸加里

ベンゾール、トルオール、キシロール

タール類

工場危害豫防及衛生規則施行標準

石油類

硫化水素

アセトン

染料及中間物(無害ナルモノヲ除ク)

四、第一項第四號ハ熔融若ハ灼熱セル金屬、煮沸セル若ハ高温ナル液體又ハ燒蝕等ノ取扱ハル場所ヲ謂フコト

酒造工場及手吹製罐工場ノ種取り作業ヲ爲ス場所ノ如キハ之ヲ含マサルコト

五、第一項該營業務ハ成ルヘク他ノ作業ト隔離シ又ハ障壁ヲ以テ遮斷スヘキコト

六、分量輕少ノ場合ニハ本條ノ適用ナキコト

第二十八條

一、物體ノ飛來ニ依ル危險ニ對シテハ物體ノ飛來自體ヲ防クヘキ裝置ヲ設クルコトヲ第一トシ右豫防裝置ヲ設ケ難キ場合又ハ右豫防裝置ヲ設クルモ尙危害ノ虞アル場合ニ保護具ヲ使用セシムルコト

二、豫防裝置ニ依リ完全ニ物體飛來ノ危險ヲ防キ得ル場合ニハ保護具ヲ要セサルコト

三、有害光線トハ紫外線、レントゲン線、白熱光線及眩光等ヲ謂フコト

四、有害ノ瓦斯、蒸氣又ハ粉塵トハ第二十六條ノ一ニ列舉シタルモノト同様ナルコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

工場危害豫防及衛生規則施行標準

五、有害光線ニ對スル保護具トシテハ光線ノ種類ニ應シ其ノ除害ニ適當ナル眼鏡ヲ、瓦斯、蒸氣、粉塵ニ對シテハ呼吸用保護具ヲ使用スヘキコト

六、有害ノ程度重キトキハ呼吸用保護具ニ中和劑又ハ吸收劑ヲ用フルカ、送氣式ノモノヲ用フルコト、有害ノ程度輕キトキハ手拭ニテモ差支ナキコト

七、皮膚ヲ甚シク汚染シ又ハ腐蝕傷害スル虞アル場合ニハ手袋等適當ナル保護具ヲ使用セシムルコト尤モ適當ナル豫防劑ニ依リ危害豫防ノ目的ヲ達スルトキハ保護具ノ要ナキコト

八、保護具ハ當該作業ニ從事スルコトアルヘキ職工ノ員數ト同數以上備フルヲ要スルコト

九、保護具ハ常ニ有效且清潔ニ維持スヘキコト

第二十九條

一、第一項ハ第二十六條ノ一ト同様ナルコト

二、毒劇藥、毒劇物及有害料品ハ第二十七條ト同様ナルコト

三、洗滌ニ石鹼ヲ必要トスル場合ニハ職工各自ニ石鹼ヲ支給シアル場合ノ外石鹼ヲ備フヘキコト

四、手ノ汚染カ「ブラツシ」ヲ用フルニ非サレハ清潔ニ洗滌スルコト能ハサル場合ニハ「ブラツシ」ヲ備付クルコト

五、多量ノ高熱物體ヲ取扱フ工場ニ於テハ清潔ナル飲料水ヲ供給スルコト

六、第二十六條前段ニ該當スル工場ニシテ必要アル場合ニハ含嗽裝置ノ設備ヲ爲スコト

七、第二項ノ工場ニ付テハ附近ニ浴場アリテ職工カ充分ニ之ヲ利用スト認メラルル場合ヲ除キ浴場

ヲ設置スルコト

八、浴場ノ湯カ汚濁甚シキトキハ二槽式トシ先ツ一方ニ於テ粉塵ヲ洗ヒ落シタル後更ニ他方ニテ洗ヒ淨ムル装置ト爲スコト

九、毒劇藥、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ爲ス工場ニハ作業服ト通常服トヲ取替フルタメ更衣室ヲ設クルコト

第三十條

一、緒ヲロニテ吸取ル舊來ノ杆ニ在リテハ適當ナル「ブラツシ」、「フツク」等ノ緒引出具ヲ使用セシメロニテ吸取ルコトヲ禁止スルコト

二、成ルヘク「ハンドスレツチング、シアツトル」、「オートマチツク、ホピン、チエンチング、シアツトル」等緒ヲロニテ吸取スルコト能ハサルモノヲ使用スルコト

第三十一條

一、作業場ノ窓面ノ有效採光面積ノ床面積ニ對スル比ハ成ルヘク五分ノ一以上トシ特別ノ事情ナキ限り最低八分ノ一トスルコト

二、開放シ得ヘキ窓面積ノ床面積ニ對スル比ハ特別ノ事情ナキ限り十六分ノ一以上トスルコト

三、細目ノ判別ヲ必要トスル精密作業ニ付テハ人工照明ハ五呎燭(五十ルクス)以上トスルコト

四、照明不完全ノ爲災害事故又ハ視力障害ヲ起シタル事例アルトキ又ハ其ノ虞アルトキハ人工照明ノ燭光増加又ハ改善ヲ計ルコト

第三十二條

一、救急用具及材料ハ少クトモ左ノ如キ品ヲ備フルコト

繃帶材料(滅菌ガーゼ、巻繃帶)ピンセット、局方沃度丁幾(約三%)

二、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場ニハ右ノ外「オリーブ」油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル虞アル工場ニ於テハ右ノ外止血帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

四、救急用具及材料ハ之ヲ箱ニ入レテ清潔ニ保ツコト

五、救急箱ニハ説明書ヲ附シ赤十字等目ニツキ易キ標示ヲ附シ置クコト

八、工場附屬寄宿舎規則 (昭和二年四月六日 (昭和四年八月二十三日) 内務省令第二十六號 (内務省令第三十六號改正))

第一條 本令ハ工場法第一條ノ工場ニ附屬スル寄宿舎ニ之ヲ適用ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル作業場アルトキハ保安上又ハ衛生上ノ害ヲ避クル爲メ寄宿舎ノ寢室ハ之ト別建物ト爲スヘシ但シ除害、豫防又ハ避難ノ設備アル場合ニ於テ地方長官 (東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ別建物ト爲スコトヲ要セス

一 爆發性、發火性若ハ引火性料品又ハ多量ノ易燃性料品ヲ取扱フ作業場

二 窯爐ヲ使用スル作業場

三 瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル作業場

地方長官前項ノ寢室ニシテ保安上危險ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナリト認ムルトキハ除害、豫防又ハ避難ノ設備ヲ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第三條 寢室ハ建物ノ三階以上ニ之ヲ設クルコトヲ得ス但シ建物ノ外壁、床、屋根、階段及柱ヲ市街地建築物法施行規則第一條ニ規定スル耐火構造ト爲シタル場合又ハ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條ノ二 常時十五人以上ノ職工カ二階以上ノ寢室ニ居住スル建物ニ在リテハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ通スル二以上ノ階段ヲ設クヘシ但シ二階以上ノ寢室ニ居住ス

ル職工カ常時五十人ニ滿タサル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル避難斜面其ノ他適當ナル避難設備アルトキハ此ノ限ニ在ラス

二階以上ノ寢室ニ居住スル職工カ常時五十人以上ナルトキハ前項ノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ建物ノ外壁ニ附セラレタル屋外階段ニ付テハ第五號及第八號ノ規定ヲ適用セス

一 踏面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト

二 勾配ヲ平面ニ對シ四十度以内ト爲スコト

三 高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト

四 踊場ハ長サ三尺五寸以上トナスコト

五 蹴込板又ハ裏板ヲ附スルコト

六 廻段ヲ設ケサルコト

七 外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト

八 幅内法三尺五寸以上ト爲スコト

九 各段ヨリ高サ五尺七寸以内ニ障礙物ナキコト

前二項ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタル建物ニシテ地方長官已ムコトヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス

第三條ノ三 階段竝之ト連絡スル通路及出口ニシテ常時使用セサルモノニ付テハ之ニ適當ナル標示ヲ爲シ何時ニテモ避難ノ用ニ供シ得ル様有效ニ保持スヘシ

第四條 寄宿舎ノ廊下ヨリ屋外ニ通スル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲スヘシ

寄宿舎ハ何時ニテモ容易ニ外部ニ避難シ得ル様ニ爲シ置クコトヲ要ス

第五條 寢室、食堂、病室其ノ他職工(徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ)ノ居住ノ用ニ供スル室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 寢室及病室ニハ屋根小屋組ヲ露出セサル様天井ヲ設クヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ防鼠ノ爲屋根小屋組ヲ露出シタルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 寢室及病室ノ外窓ニハ少クトモ雨戸及障子ヲ設ケ又ハ硝子戸及窓掛ヲ設クヘシ寢室及病室ト廊下トノ間ニ戸、障子、壁ノ類ノ設ケナキ場合ニ於テ其ノ廊下ノ外窓ニ付亦同シ

寢室及病室ト廊下トノ間ニ紙障子ノミヲ設クル場合ニ於テハ其ノ廊下ノ外窓ニ雨戸又ハ硝子戸ヲ設クヘシ

第八條 食堂及炊事場ノ床ハ土間(石敷又ハ三和土叩ノ類ヲ含マス)ト爲スコトヲ得ス

第九條 寢室ハ收容人員一人ニ付室面積(押入及床ノ間ヲ除ク)〇・七五坪ヲ下ルコトヲ得ス但シ臨時必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 寢室ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコトヲ得ス但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ構造上間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ

在ラス

寢室ニハ之ニ收容スル者ノ氏名及定員ヲ入口ニ掲クヘシ

第十一條 交替就業ノ爲メ就眠時間ヲ異ニスル二組以上ノ寄宿職工ヲ同一ノ寢室ニ收容スルコトヲ得ス但シ十六歳未満ノ者及女子ヲ收容セサルモノニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 寄宿舎ニハ職工毎ニ専用セシムル爲必要ナル寢具ヲ備付クヘシ

寢具ハ少クトモ其ノ襟部ヲ白布ニテ被包シ且敷布ヲ備フヘシ

寢具ハ常ニ清潔ニ保チ時時之ヲ日光ニ曝シ且其白布及敷布ハ時時之ヲ洗濯スヘシ

第十三條 食堂ニハ職工ヲシテ坐食ヲ爲サシムル場合ヲ除クノ外必要ナル腰掛又ハ椅子ヲ備付クヘシ

第十四條 寄宿舎ニ於テ使用スル食器ハ常ニ清潔ニ保チ時時消毒スヘシ

第十五條 寄宿舎ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ス

第十六條 寄宿舎ニ收容スル職工及寄宿舎ニ使用スル者ニ對シテハ少クトモ一年二回健康診断ヲ施行スヘシ

前項ノ健康診断ニ關スル記録ハ其ノ施行後三年間之ヲ保存スヘシ

第十七條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適宜箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

工場附屬寄宿舎規則

寄宿舎ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ略出スルコトヲ得ス

第十八條 寄宿舎ニ於テハ共用手拭ヲ備フルコトヲ得ス

「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ之ヲ康健者ニ使用セシムルコトヲ得ス

手洗水ハ流出装置トスヘシ

第十九條 工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五號(流行性腦脊髄膜炎ヲ除ク)ノ患者ノ使用

シタル寢具其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非サレハ他ノ者ヲシテ使用セシムルコトヲ得ス第二號

ノ患者ノ使用シタル寢室ニ付亦同シ

前項及第十七條第二項ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ傳染病豫防法施行規則第五章ノ規定ニ依ルヘシ

但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九十四分)ヲ使

用スヘシ

第二十條 寄宿舎ニハ之ニ收容スル職工ノ數ニ應シ適當且十分ナル便所及洗面装置ヲ設クヘシ

地方長官前項ノ便所又ハ洗面装置不適當又ハ不十分ト認メタルトキハ期間ヲ定メ變更又ハ増設ヲ

命スルコトヲ得

第二十一條 寄宿舎ノ管理ニ關シ規程ヲ設ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 本令並寄宿舎ノ管理ニ關スル規程ハ之ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第二十三條 本令第二條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十一條及

第十六條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舎ニ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條及第十三條ノ規定ハ本令施行後一年間、第二條、第七條、第八條及第十二條ノ規定ハ本令施

行後二年間、第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用セス

第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ之ヲ爲スヘシ

昭和四年八月二十三日內務省令第三十六號附則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ二ノ規定ハ本令施行後二年間之ヲ適用セス

九、工場附屬寄宿舎規則施行細則 (昭和四年十一月十九日 埼玉県令第五十八號)

第一條 工場附屬寄宿舎規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二條 規則第二條第一項但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 男女別收容人員

三 規則第二條ニ列記シタル作業ノ種類

四 作業場及寢室ヲ明示セル敷地内建物ノ配置圖

五 除害、豫防又ハ避難設備ノ詳細

第三條 規則第三條但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 寄宿舎ノ構造概要

三 許可ヲ受ケムトスル寢室ノ平面圖及男女別收容人員

四 避難設備

五 寄宿舎ノ新築年月日(増改築ヲ爲シタルモノハ併セテ其ノ年月日)

第四條 規則第三條ノ二第一項但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 階上階下ニ於ケル男女別收容人員

三 階段及避難斜面其ノ他避難設備ノ所在ヲ明示シタル建物ノ平面略圖

四 避難斜面其ノ他避難設備ノ構造

第五條 規則第三條ノ二第三項ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 階上階下ニ於ケル男女別收容人員

三 寄宿舎ノ新築年月日(増改築ヲ爲シタルモノハ併セテ其ノ年月日)

四 許可ヲ受ケムトスル事項ノ詳細(圖面添付ノコト)

第六條 規則第五條但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 出願ノ事由

三 許可ヲ受ケムトスル室ノ位置、構造略圖(寢室、食堂、病室ノ別)

四 寄宿舎ノ新築年月日(増改築ヲ爲シタルモノハ併セテ其ノ年月日)

第七條 規則第六條但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

工場附屬寄宿舎規則施行細則

二 特ニ防鼠ヲ必要トシタル事由

三 許可ヲ受ケムトスル室ノ位置、構造略圖(寢室、病室ノ別)及男女別收容人員

四 寄宿舍ノ新築年月日(増改築ヲ爲シタルモノハ併セテ其ノ年月日)

第八節 規則第九條但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 許可ヲ受ケムトスル各室ノ面積及男女別收容人員

三 臨時必要ナル事由及其ノ期間

第九條 規則第十條但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 許可ヲ受ケムトスル室ノ略圖、面積及男女別收容人員

三 間仕切ヲ爲スニ不適當ナル事由

第十條 規則第十一條但書ニ依ル許可申請ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種類

二 使用職工數(通勤寄宿男女別及十六歳未満ノ男工數)

三 許可ヲ受ケムトスル各寢室ノ面積、男工收容人員(組別及最低年齢)及交替ノ方法

第十一條 寄宿舍ニハ適當ナル洗濯設備及物干ヲ設クヘシ

第十二條 食堂ニハ適當ナル驅蠅ノ方法ヲ講シ食器置場ニハ防蠅ノ設備ヲ爲シ且常ニ清潔ヲ保持ス

ヘシ

第十三條 寄宿舍ニ使用スル者負傷シ又ハ疾病ニ罹レル場合ハ直チニ醫師ノ診斷ヲ爲サシムヘシ

前項診斷ノ結果ハ第一號様式ノ寄宿傷病者名簿ニ記入シ三年間之ヲ保存スヘシ但シ工場法施行細

則第十條ニ依ル傷病者名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 規則第十六條ニ依ル健康診斷ハ雇入ノ際及毎年春秋二季ニ於テ施行シ工場法施行規則第

八條ニ掲クル疾病其ノ他傷病ノ有無ヲ檢スヘシ

前項診斷ノ結果ハ第二號様式ノ寄宿診斷簿ニ之ヲ記入スヘシ但シ工場法施行規則第十一條ニ依ル

診斷簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十五條 「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ他ノ洗面器ト見易キ方法ニ依リ之ヲ區別スヘシ

第十六條 寄宿舍ノ浴場ハ左記構造ヲ具備スヘシ

一 男女用ニ區別スルコト

二 外部ヨリ見透シ得サル構造ト爲スコト

三 浴場内ニ適當ナル脱衣場ヲ設クルコト

四 流シ場ハ不滲透質物ヲ以テ築造シ完全ナル排水ノ方法ヲ講スルコト

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年六月埼玉縣令第四十六號工場附屬寄宿舍規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

工場附屬寄宿舍規則施行細則

十、工業労働者最低年齢法 (大正十二年三月二十九日 法律第三十四號)

第一條 本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲クル事業ヲ謂フ

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業
- 二 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業(造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ基礎工事
- 四 道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク
- 五 船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱

第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第三條 十六歳未満ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及學歷ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備附クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ鑛業法ニ依ル名簿

ノ備附アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第五條 工業ニ就業シ若ハ就業セムトスル者又ハ使用者ハ就業シ又ハ就業セムトスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理人ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第六條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辨ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 使用者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ使用者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第九條 使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條 本法ニ於テ使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外、國、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキ者ノ使用者タル場合ニ

工業労働者最低年齢法

之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十五年六月五日勅令百五十二號ヲ以テ)
本法施行ノ際十二歳以上ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セ
ス

十一、工業労働者最低年齢法施行規則 (大正十五年六月七日
内務省令第十四號)

第一條 工場労働者最低年齢法第二條第二項ニ規定スル行政官廳ハ地方長官 (東京府ニ在リテハ警
視總監以下之ニ同シ)、鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第二條 工業労働者最低年齢法第三條ノ規定ニ依ル名簿中學歴ニ付テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シ
タル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者
ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三條 工業労働者最低年齢法第四條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ工業労働者最低年齢法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業労働者最低年齢法施行ノ際同法附則第二項ノ規定ニ依リ十二歳以上十四歳未滿ノ者ニシテ尋常
小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ引續キ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及
雇入年月日ヲ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ地方長官又ハ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處
ス

解雇	
雑	

労働者名簿記載心得

- 一 労働者名簿ハ労働者毎ニ用紙一枚ヲ備フヘシ
- 二 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 三 本籍欄ニハ戸主ノ氏名其ノ続柄モ記載スヘシ
- 四 學歷欄ニハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月日ヲ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨記載スヘシ
- 五 雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日雇入期間ノ定メアルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 六 解雇欄ニハ解雇ノ年月日事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 七 労働者死亡シタルトキハ本欄ニ其ノ年月日、死亡ノ原因死亡ニ至ル迄ノ経過ヲ記載スヘシ
- 七 雜欄ニハ必要ト認ムル雜件ヲ記載スルモノトス

十二、工業労働者名簿記載心得 (労働部告示)

十三、労働者募集取締令 (大正十三年十二月二十九日 内務省令第三六六號)

- 第一條 本令ニ於テ募集主トハ募集シタル労働者ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ募集従事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ら雇傭セムカ爲労働者ノ募集ニ従事スル者ヲ謂フ
- 第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外職工、傭夫又ハ土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集ニ之ヲ適用ス
 - 一 應募者就業ノ爲住居ヲ變更スル必要ナキトキ
 - 二 單ニ廣告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
 - 三 移民保護法ニ依ル募集ヲ爲ストキ
- 第三條 募集主ハ募集開始前左記事項ヲ記載シタル就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ應募者ノ就業場所所在地所轄地方長官ニ届出ツヘシ
 - 一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名
 - 二 應募者ノ就業場ノ名稱及所在地
 - 三 短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了時期
 - 四 應募者ノ就業スヘキ事業ノ種類
 - 五 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

- 六 賃金ニ關スル事項
 - 七 宿舍、食事ノ費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項
 - 八 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
 - 九 雇傭期間及解雇ニ關スル事項
 - 十 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ關スル事項
- 募集主前項ノ就業案内又ハ雇傭契約書案ノ外募集ニ關シ配布スヘキ文書アルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ
- 前二項ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ
- 第四條 労働者ノ募集ニ從事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ其ノ寫眞二葉ヲ添ヘ募集主ノ連署ヲ以テ其ノ住所所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名
 - 二 募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日
 - 三 募集従事者ノ履歴
 - 四 募集従事期間
 - 五 募集従事區域
 - 六 應募者ノ就業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

- 募集従事期間ハ三年以内トス
- 第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ爲ニ募集ニ從事セムトスルトキハ從來ノ募集主ノ承諾書ヲ添ヘ第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スヘシ
- 第五條 地方長官前條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ依ル募集従事者證ヲ交付スヘシ
- 募集従事者募集従事者證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ申請スヘシ
- 募集従事者證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ募集従事者ハ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スヘシ
- 前二項ノ申請ハ募集従事者ノ寫眞二葉ヲ添ヘ許可ヲ爲シタル地方長官ニ之ヲ爲スヘシ
- 第六條 募集従事者ハ應募者若ハ應募セムトスル者又ハ本人ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ募集従事者證ヲ提示スヘシ
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集主ハ第四條ノ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ
- 一 募集主事業ヲ廢止シタルトキ
 - 二 募集主募集従事者ニ對シ募集ノ委託ヲ解キタルトキ
- 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集従事者ハ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク募集従事者證ヲ返納スヘシ
- 一 募集ニ從事スルコトヲ廢シタルトキ

- 二 募集従事期間満了シタルトキ
- 三 募集従事者ノ許可ヲ取消サレタルトキ
- 四 前條各號ノ一ニ該當スルトキ

募集従事者死亡シタルトキハ戶籍法第十七條ノ届出義務者募集従事者證ヲ添付シ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨届出ツヘシ

第九條 募集従事者募集ニ著手セムトスルトキハ豫メ第三條ノ就業案内届備契約書案其ノ他募集ニ

關シ配布スヘキ文書ヲ添付シ左記事項ヲ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 募集従事者ノ住所、氏名
- 二 募集従事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地
- 三 當該警察官署内ニ於ケル募集従事期間
- 四 當該警察官署管内ニ於テ募集セムトスル労働者ノ男女別豫定人員
- 五 應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ依リ添付スヘキ文書ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第十條 募集従事者ハ應募セムトスル者ニ對シ第三條ノ就業案内又ハ届備契約書案ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スヘシ

第十一條 募集従事者ハ様式第二號ニ依リ應募者名簿ヲ調製シ、募集従事中之ヲ携帶シ又ハ第九條

ノ規定ニ依リ届出テタル居所若ハ事務所ニ備付クヘシ

第十二條 募集従事者ハ左ニ掲ケル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 募集従事者證ヲ他人ニ讓渡若ハ貸與シ又ハ募集ヲ他人ニ委託スルコト
- 二 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ誇大虚偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用キルコト
- 三 應募ヲ強要スルコト
- 四 應募シ又ハ應募セムトスル女子ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
- 五 應募者又ハ應募セムトスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ其ノ案内ヲ爲スコト
- 六 淫ニ應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ケ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
- 七 淫ニ應募者ニ對シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト
- 八 應募者ヲ募集従事者證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト
- 九 應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ問ハス金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
- 十 當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト

第十三條 募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 募集従事者應募者ヲ引卒シテ出發セムトスルトキハ其ノ出發三日前迄ニ左記事項ヲ記載

シ募集地所轄警察署ニ届出ツヘシ

一 應募者ノ住所、氏名及生年月日

二 出發ヨリ就業場到着迄ノ旅行豫定

前項各號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第十五條 募集従事者應募者ト共ニ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關以外ノ場所ニ於テ宿泊セムトスル

トキハ豫メ宿泊所在地所轄警察官署ニ左記事項ヲ届出ツヘシ

一 宿泊所

二 應募者ノ男女別員數

三 宿泊所到着及出發ノ日時

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到着前

ニ於テハ募集従事者到着後ニ於テハ募集主應募者ノ歸郷ノ爲ニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ

一 就業案内又ハ雇傭契約書案ニ記載シタル事項カ事實ト相當相違シタルトキ

二 募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ

三 考試、身體検査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セサルトキ

四 其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ

第十七條 當該官吏ハ募集従事者ニ對シ募集従事者證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類ノ提示

ヲ命スルコトヲ得

第十八條 許可ヲ爲シタル地方長官募集従事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコト

ヲ得

募集地所轄地方長官募集従事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ募集ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十九條 募集主ハ労働者ノ募集ニ付様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎年一月一日ヨリ十二月三十一

日迄ノ分ヲ取纏メ翌年二月十五日迄ニ就業場所在地所轄地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十條 募集主又ハ募集従事者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ニ

虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

二 第三條ノ規定ニ依ル届出ナキ就業案内、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ募集ニ關シ配布シタル

トキ

三 第三條、第五條第三項、第七條、第九條乃至第十六條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

四 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ従ハサルトキ

六 第十八條第二項ノ規定ニ依ル募集ノ停止中募集ニ従事シタルトキ

第二十一條 第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケス又ハ募集従事者證記載事項ノ範圍外ニ且リ労働者ノ

募集ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

労働者募集取締令

第二十二條 工場法第十八條ニ規定スル工場管理人又ハ鑛業法施行細則第五十四條ニ規定スル鑛業代理人ハ本令ノ適用ニ付募集主ト看做ス但シ第三條第一項第一號、第四條第一項及様式第一號ノ記載ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 募集主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第二十四條 募集主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従事者ニシテ募集主ニ關スル本令ノ規定ニ違背スル行爲ヲ爲シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第二十五條 本令ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第二十七條 應募者ノ就業場所所在地又ハ募集従事者ノ住所カ本令施行區域外ニ在ル場合ニ於テハ第三條及第十九條ノ就業場所所在地所轄地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ在リテハ就業場所所在地所轄山監督局長トス

第二十八條 本令施行ノ際労働者募集取締ニ關スル廳府縣ノ命令ニ依リ募集ニ従事スルコトノ許可ヲ受ケタル者ハ本令施行後二月間ハ許可ヲ爲シタル地方長官管轄區域内ニ限り本令第四條ノ許可ヲ受ケタル者トス看做ス

(様式第一號)

第 一 號

募 集 主

廳 府 縣 印

募 集 從 事 者 證

表

募集主	就業場所ノ位置及名稱	事業ノ種類	募集期間	募集區域

労働者募集取締令

寫 眞

廳 府 縣 印

氏 名

生 年 月 日

表

- 三 文書又ハ印章偽造、猥褻、姦淫、賭博、殺人、傷害、墮胎、遺棄、逮捕、監禁、脅迫、略取、誘拐、窃盜、強盜、詐欺、強喝、横領又ハ贖物ニ關スル罪ヲ犯シタル者
- 四 密賣淫ノ容止又ハ媒合ノ罪ヲ犯シタル者
- 五 紹介周旋ノ營業取締ニ關スル法令ニ依リ營業ノ許可ヲ取消サレタル者
- 六 藝妓、娼妓又ハ酌婦等ノ紹介周旋ヲ業トスル者及其ノ同居者
- 七 料理店、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ之等營業者ト同居スルモノ
- 第六條 勞働者募集取締令第八條ニ依リ募集従事者證ヲ返納スル場合ハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ
- 第七條 募集従事者ハ就業案内又ハ雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配付スヘキ文書ニ就業場所轄地方長官又ハ警察署長ノ檢印ヲ受ケ募集従事中之ヲ携帯スヘシ
- 第八條 募集従事者ハ應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ濫ニ金品ヲ給與スルコトヲ得ス
- 第九條 募集従事者本則第五條第二號乃至第七號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ直ニ募集従事者證ヲ返納スヘシ
- 第十條 募集従事者募集ノ停止ヲ命セラレタルトキハ直ニ募集従事者證ヲ提出スヘシ
停止ヲ解除セラレタルトキ亦同シ
- 第十一條 本則第七條乃至第十條ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

十五、重貨物ノ重量表示ニ關スル件

第一條 一貨物ニシテ重量千疋以上ノモノ（包裝セラレサル木材、石材、鐵材其ノ他之ニ類スルモノヲ除ク）ヲ發送セントスル者ハ發送前見易ク且容易ニ消磨セサル方法ヲ以テ其ノ重量ヲ表記スヘシ但シ當該貨物ノ重量ヲ計量シ難キ場合ニ於テ其ノ重量千疋以上ナリト推定セラルルトキハ推定重量ヲ表記スヘシ

第二條 貨物發送者前條ノ規定ニ違反シタルトキハ科料ニ處ス

第三條 貨物發送者未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 貨物發送者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

本令ハ昭和五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

十六、土石採取場安全及衛生規則（昭和九年五月三日） （内務省令第十一號）

第一條 本令ハ労働者災害扶助法第一條第一項第一號ノ事業ニ之ヲ適用ス但シ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 事業主ハ事業場ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル安全衛生管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ安全衛生管理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ニ届出ツヘシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ安全衛生管理人ノ改任ヲ命スルコトヲ得

安全衛生管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第三條 事業主ハ労働者ノ爲安全ナル通路ヲ設クヘシ

第四條 堅坑内ノ架設通路ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 架設通路ノ外側ニハ高七十五種以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト

二 架設通路ノ長十五米以上ナルトキハ十米以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト

第五條 坑内梯子道ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 梯子ハ坑壁トノ間ニ適當ナル間隔ヲ保有セシメ傾斜ハ八十度以内ト爲スコト

二 梯子道ノ長十五米以上ナルトキ八十米以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト

三 梯子ノ上端ヲ床ヨリ六十種以上突出セシムルコト

第六條 坑内ニ於ケル通路又ハ梯子道カ捲揚装置ニ接近シ危害ヲ生スルノ虞アル場合ニ於テハ事業主ハ板仕切其ノ他ノ隔壁ヲ設クヘシ

第七條 事業主ハ露天採掘場ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 崩壊ノ虞アル表土ハ先ツ之ヲ除去シタル後採掘スルコト

二 浮石ヲ除去スルコト

三 浮石除去ノ作業ニ必要ナル傾斜ヲ保持スルコト

四 砂礫其ノ他崩壊シ易キモノヲ採掘スル場合ニ於テハ危害豫防ノ爲適當ナル段階ヲ附スルカ又ハ安全ナル傾斜ヲ保持スルコト

五 落石ヲ防止スル爲採掘箇所ノ下部ニ柵網其ノ他適當ナル設備ヲ設クルコト但シ採掘箇所ト其ノ他ノ作業箇所又ハ通路トノ間ニ安全ナル間隔ヲ有シ落石ニ因ル危害ヲ生スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

事業主適當ナル危害豫防施設ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項第三號ノ規定ハ之ヲ適用セス

第八條 事業主ハ落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他ノ落磐防止施設ヲ爲スヘシ

採掘又ハ掘進中特ニ落磐ノ虞アル場合ニ於テハ事業主ハ支柱材其ノ他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ在ラス

落磐防止作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スヘシ

第九條 事業主ハ運搬軌道ニ依リ車輛ヲ運轉スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 脱線又ハ顛覆ノ虞ナキヤウ常ニ軌道ヲ完全ニ維持スルコト

二 車輛ニハ適當ナル制動装置ヲ備フルコト但シ専ラ水平軌道ヲ緩行スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三 駐車セル車輛カ逸走ノ虞アル場合ニハ適當ナル逸走防止装置ヲ設クルコト

四 墜落ノ虞アル軌道ノ末端ニハ適當ナル車輛墜落防止装置ヲ設クルコト

第十條 事業主ハ捲揚装置ニ付左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 安全荷重ヲ標記シ置クコト

二 前號ノ安全荷重ハ捲揚用又ハ牽引用鋼索ノ切斷荷重ノ六分ノ一以下トスルコト但シ人ノ乗用ニ供スヘキ場合ニ在リテハ十分ノ一以下トスルコト

三 鋼索ハ三十種ノ長ノ間ニ於テ全鋼線數ノ一割以上ノ鋼線カ切斷セルモノヲ使用セサルコト

四 適當ナル制動装置ヲ設クルコト

五 架臺其ノ他ノ構造物ハ倒壊ノ虞ナキヤウ安全ニ之ヲ支持スルコト

六 捲揚装置ノ運轉手ヲ指定シ其ノ氏名ヲ運轉箇所ニ揭示シ置クコト

事業主ハ捲揚装置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ヲシテ安全荷重ヲ超エテ負荷セシムルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ當該捲揚装置ニ關シ十分ナル知識ヲ有スル係員ノ監視ノ下ニ其ノ支

土石採取場安全及衛生規則

障ナシト認メタル限度ニ於テ安全荷重ヲ超過スルコトヲ妨ケス

揚揚装置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外安全荷重ヲ超エテ負荷スルコトヲ得ス

第十一條 揚揚装置ヲ設ケタル堅坑又ハ坑道ニハ人聲ヲ以テ合圖シ得ル場合ヲ除クノ外適當ナル信號装置ヲ設クヘシ

第十二條 火藥又ハ爆藥ヲ取扱フ者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 「ダイナマイト」其ノ他ノ「ニトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火氣ニ接近セシメ又ハ直接蒸氣ニ接觸セシムル等危険ナル方法ヲ以テ融解セサルコト

二 火藥又ハ爆藥ヲ裝填スルニハ鐵製具ヲ使用セサルコト

三 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ、完全ニ避難セシメタル後ニ非サレハ之ヲ爲ササルコト

四 點火後爆發セサルトキハ電氣點火法ニ依リタル場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、

其ノ他ノ方法ニ依リタル場合ハ少クトモ十五分ヲ經過シタル後ニ非サレハ發破箇所ニ近寄り又

ハ附近ノ者ヲ近寄ラシメサルコト

五 裝藥力不發ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受ケ不意ニ爆發ノ虞ナカラシムル爲注水其ノ他

適當ナル處置ヲ爲スコト

第十三條 事業主ハ發破ノ際労働者カ危害ノ虞ナキ遠距離ニ避難シ得ル場合ヲ除クノ外前面及上部

ヲ堅固ニ防護セル避難所ヲ設クヘシ

第十四條 堅坑ノ坑口其ノ他墜落ノ虞アル箇所ニハ蓋、柵圍其ノ他ノ墜落防止施設ヲ爲スヘシ

第十五條 事業主ハ堅坑内、四十度以上ノ斜面又ハ架空索道ノ支柱上其ノ他墜落ノ虞アル場所ニ於

テ労働者ヲ作業セシムル場合ニ於テハ腰綱其ノ他ノ墜落防止方法ヲ講スヘシ

第十六條 事業主ハ原動機、揚揚装置其ノ他ノ機械設備ノ危害ヲ生スルノ虞アル部分ニハ適當ナル

柵圍又ハ安全裝置ヲ設クヘシ但シ作業上已ムヲ得サル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水其ノ他ノ粉塵防止施

設ヲ爲スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

事業主ハ前項但書ノ場合又ハ石片飛來ノ虞アル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ之ニ従事スル労働

者ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘシ

労働者ハ作業中前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要ス

第十八條 事業主ハ事業場ノ安全ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲安全係員又ハ安全委員ヲ選任シ毎日

事業場ニ於ケル採掘箇所、通路、軌道其ノ他危害ヲ生スルノ虞アル場所ヲ巡視シ浮石其ノ他危険

ノ有無ヲ検査セシメ應急處置又ハ適當ナル危害豫防ノ處置ヲ爲サシムヘシ

第十九條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外労働者ノ安全及衛生ノ爲必要ナル事項ヲ命スルコト

ヲ得

第二十條 事業主本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處

ス

第二十一條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十三條 本令中安全衛生管理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スヘキ罰則ハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキモノニ之ヲ適用セス

第二十四條 第十條第三項及第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス前項ノ規定ニ依リ勞働者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ監督者モ亦百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ昭和九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條第一號及第三號ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ存スル事業場ニ付地方長官必要アリト認メタルトキハ本令施行後一年以内其ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得

十七、土石採取場安全及衛生規則施行細則 (昭和十一年三月六日 埼玉縣令第三號)

第一條 土石採取場安全及衛生規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條第二項ノ規定ニ依ル安全衛生管理人選任届ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 管理人ノ本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 管理人ノ履歷書
- 三 管理人ノ承諾書

第二條 規則第七條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 採掘場狀況
- 二 採掘方法
- 三 傾斜ヲ保持スルコトノ困難ナル事由
- 四 危害豫防施設ノ狀況

第三條 規則第十八條ノ安全係員又ハ安全委員ヲ選任シタルトキハ其ノ本籍、住所、職業、氏名及生年月日ヲ届出ツヘシ

第四條 事業主ハ事業場ニ於ケル災害豫防ノ目的ヲ以テ安全委員會ヲ設置セントスルトキハ其ノ規程ヲ届出ツヘシ

土石採取場安全及衛生規則施行細則

第五條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ申請書又ハ届書ハ事業場所轄警察署ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

十八、汽罐取締令

(昭和十年四月九日
内務省令第二十號)

第一章 總 則

第一條 本令ニ於テ汽罐ト稱スルハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 密閉セル容器ニシテ専ラ大氣壓ヨリ高キ壓力ノ蒸汽ヲ發生スル汽罐
- 二 密閉セル容器ニシテ其ノ罐水ノ溫度ヲ上昇セシメテ容器外ニ給湯スル温水罐
- 三 密閉セル容器ニシテ蒸汽ヲ發生シ又ハ之ニ蒸汽ヲ送入シテ直接物品ヲ加熱スル蒸罐

第二條 本令ニ於テ傳熱面積ト稱スルハ汽罐ノ一面カ熱ガスニ觸レ他ノ面カ水ニ觸ルル部分ヲ熱ガスノ觸ルル側ニ於テ測レル面積ヲ謂フ

本令ニ於テ炬格面積ト稱スルハ汽罐ノ燃料焚燒ヲ目的トスル火格子ノ有效面積ヲ謂フ
本令ニ於テ制限壓力ト稱スルハ汽罐ノ最高使用ゲージ壓力ヲ謂フ

第三條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ之ヲ適用セス

- 一 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑三百糎以下、長六百糎以下又ハ傳熱面積一平方米以下ノモノ
- 二 傳熱面積三・五平方米以下ノ汽罐ニシテ大氣ニ開放セル蒸汽管又ハ水頭壓五米以下ノ豎管ヲ有シ其ノ管ノ内徑二十五糎以上ノモノ

汽罐取締令

三 水頭壓十米以下ノ温水罐ニシテ炉格面積〇・五平方米以下、傳熱面積八平方米以下ノモノ
四 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ蒸罐ニシテ罐胴ノ内徑五百糎以下、長千糎以下又ハ内容積

〇・二立方米以下ノモノ

五 炊事用高壓釜

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ第三十一條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セス

一 制限壓力四疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑七百五十糎以下、長千三百糎以下又ハ傳熱面積三平方糎以下ノモノ

二 水頭壓二十米以下ノ温水罐ニシテ炉格面積一平方米以下又ハ傳熱面積十四平方米以下ノモノ

三 蒸 罐

第五條 汽罐ヲ設置セントスル者ハ汽罐毎ニ別記第一號様式ニ依ル願書正副二通ニ別記第二號様式ニ依ル汽罐明細書二通(先ニ罐體検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ罐體検査済ノ印ヲ捺捺シアル汽罐明細書及其ノ寫)ヲ添ヘ設置地(移動式汽罐ニ在リテハ其ノ主タル作業事務所所在地以下之ニ同シ)地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 汽罐ハ罐體検査ニ合格シタルモノニ非サレハ之ヲ設置スルコトヲ得ス

前項ノ罐體検査ニ於テ行フ水壓試験ノ水壓力ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 制限壓力四・三疋平方糎ヲ超ユルトキハ其ノ壓力ノ一・三倍ニ三疋平方糎ヲ加ヘタル壓力
- 二 制限壓力一疋平方糎ヲ超エ 四・三疋平方糎以下ナルトキハ其ノ壓力ノ二倍ノ壓力

三 制限壓力一疋平方糎以下ナルトキハ二疋平方糎ノ壓力

四 制限壓力以上ノ壓力ヲ受クルノ處ナキ温水罐ニ在リテハ其ノ壓力ニ一疋平方糎ヲ加ヘタル壓力

第七條 罐體検査ヲ受ケントスル者ハ汽罐毎ニ別記第三號様式ニ依ル願書ニ別記第二號様式ニ依ル

汽罐明細書二通(第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲シタル地方長官ノ罐體検査ヲ受ケントスル場合ハ此ノ限ニ在ラス)ヲ添ヘ汽罐所在地地方長官ニ申請スヘシ

罐體検査ニ合格シタルトキハ汽罐ニ別記第四號様式ニ依ル刻印ヲ押刻シ汽罐明細書一通ニ別記第五號様式ニ依ル罐體検査済ノ印ヲ捺捺シ之ヲ交付ス

前項ノ汽罐明細書ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ速ニ書換ヲ受檢地地方長官ニ申請スヘシ

第二項ノ汽罐明細書ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ受檢地地方長官ニ申請スルコトヲ得

第八條 汽罐設置工事竣功シタルトキハ汽罐毎ニ別記第六號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ竣功検査ヲ受クヘシ

竣功検査ニ合格シタルトキハ別記第七號様式ノ汽罐検査證ヲ交付ス
移動式汽罐ニ付テハ第一項ノ竣功検査ヲ省略シ先ニ第五條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ罐體検査ニ合格シタル際先ニ罐體検査ニ合格シタルモノニ在リテハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ際別記第七號様式ノ汽罐検査證ヲ交付ス

第九條 汽罐ハ汽罐検査證ノ交付ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
汽罐設置者ニ變更アリタルトキハ承継者ハ十日以内ニ設置地地方長官ニ届出テ汽罐検査證ノ書換
ヲ受クヘシ

汽罐検査證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ設置地地方長官ニ申請スルコトヲ得

第十條 汽罐設置者汽罐又ハ其ノ設備ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル部分ヲ修繕又ハ變更セントスル
トキハ別記第八條様式ニ依ル願書正副二通ニ汽罐検査證ヲ添ヘ設置地地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
汽罐ノ制限壓力又ハ水頭壓ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 汽罐ノ罐胴、炬筒、火室、鏡板、冠板、管板及控

二 焚燒裝置

三 汽罐ノ据付基礎

第十一條 前條第一號ノ部分ノ修繕又ハ變更工事竣功シタルトキハ別記第九號様式ニ依ル願書ヲ提
出シ設置地地方長官ノ修繕又ハ變更検査ヲ受クヘシ

汽罐ハ前項ノ検査ニ合格シタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十二條 汽罐検査ノ有効期間ハ一年トス但シ汽罐ノ構造又ハ管理ノ狀況ニ依リ地方長官ハ之ヲ短
縮シ又ハ延長スルコトヲ得

第十三條 汽罐検査ノ有効期間満了後引續キ汽罐ヲ使用セントスルトキハ有効期間満了前別記第十
號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ更新検査ヲ受クヘシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ臨時ニ汽罐ノ検査ヲ行フコトヲ得

地方長官前二項ノ検査ヲ行フトキハ別記第十一號様式ニ依リ豫メ期日ヲ指定シテ之ヲ通知ス

第十四條 汽罐ニシテ内務大臣ノ指定スル保險業者ノ保険ニ付シタルモノニ付テハ地方長官ハ前條
第一項ノ更新検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ更新検査ヲ省略セラレタル汽罐ニ付保險契約ノ終了又ハ解除アルトキハ前條第
一項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ保險業者ノ保険ニ付シタルトキハ十日以内ニ別記第十二號様式ニ依リ設置地地方長官ニ
届出ツヘシ其ノ保險契約ノ更新、終了又ハ解除アリタルトキ亦同シ

第一項ノ保險業者汽罐ノ検査ニ從事スル汽罐検査員ヲ選任セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受
クヘシ

内務大臣汽罐検査員カ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ得
第十五條 汽罐ノ検査ヲ受ケントスルトキハ罐體ヲ冷却シ煙道ヲ掃除シ其ノ他受檢ニ必要ナル準備
ヲ爲シ置クヘシ

第十六條 汽罐設置者又ハ汽罐取扱主任者ハ検査ニ立會シ當該官吏ノ指揮ニ從フヘシ
第十七條 當該官吏検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ命スルコトヲ得

- 一 汽罐ノ被覆物ノ全部又ハ一部ヲ取除クコト
- 二 汽罐ヲ移動スルコト

汽罐取締令

- 三 鉄若ハ管ヲ抽出シ又ハ罐材ニ穿孔スルコト
- 四 水壓試験ヲ施行スルコト
- 五 鑄鐵製汽罐ニ付テハ解體スルコト
- 六 其ノ他必要ナル事項

第十八條 汽罐設置者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

示スルコト

- 一 汽罐室其ノ他汽罐ノ設置場所ニハ係員ノ外濫リニ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨見易キ箇所ニ掲示スルコト
- 二 汽罐検査證竝ニ汽罐取扱主任者ノ資格及氏名ヲ汽罐室其ノ他汽罐設置場所内ノ見易キ箇所ニ掲示スルコト但シ移動式汽罐ニ在リテハ汽罐取扱主任者ヲシテ之ヲ携帯セシムルコト
- 三 汽罐取扱主任者ヨリ汽罐ノ構造装置ノ缺陷ニ付告知ヲ受ケタルトキハ直ニ危害防止ニ付必要ナル措置ヲ爲スコト

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ汽罐設置者ハ遲滞ナク設置地地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 汽罐ノ使用ヲ廢止セントスルトキ
- 二 一年以上汽罐ノ使用ヲ休止セントスルトキ

前項第一號ノ場合ハ汽罐検査證ヲ返納スヘシ

前項第二號ノ汽罐ヲ再ヒ使用セントスルトキハ遲滞ナク設置地地方長官ニ届出ツヘシ
前項ノ場合ニ於テ汽罐検査ノ有効期間滿了後ナルトキハ再使用検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用

スルコトヲ得ス

前項ノ再使用検査ヲ受ケントスルトキハ別記第十三號様式ニ依リ設置地地方長官ニ申請スヘシ

第二十條 汽罐ノ設置場所ニ於テ火災、汽罐ノ破裂又ハ之ニ準スル事故發生シタルトキハ汽罐設置者ハ別記第十四號様式ニ依リ遲滞ナク設置地地方長官ニ届出ツヘシ但シ工場法施行規則第二十六條ノ規定ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 汽罐設置者ハ汽罐ニ付一切ノ權限ヲ有スル汽罐管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ汽罐管理人ヲ選任セントスルトキハ汽罐設置者ハ汽罐管理人連署ノ上設置地地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

汽罐管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ汽罐設置者ニ代ルモノトス

第二十二條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ汽罐ノ設置場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第二十三條 地方長官ハ汽罐ノ使用ニ關シ危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ汽罐設置者ニ對シ除害若ハ豫防ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第二十四條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ規定ニ依ル許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 本令ノ規定ニ依リ提出スヘキ書類ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
- 二 汽罐設置者ノ所在不明三月以上ニ亘リタルトキ

汽罐取締令

三 汽罐ノ使用ヲ引續キ三年以上休止シタルトキ

第二章 汽罐ノ構造

第二十五條 汽罐ハ告示ヲ以テ別ニ定ムル構造上ノ要件ヲ具備シタルモノナルコトヲ要ス
應張力又ハ應曲力ヲ生スル部分ニ付熔接ヲ行ヒタル汽罐ハ熔接ノ設備、設計、施行方法及熔接者
ニ付熔接着手前汽罐熔接地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス
地方長官支障ナシト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三章 汽罐室

第二十六條 汽罐ハ専用ノ建物又ハ適當ニ區劃セル場所ニ之ヲ設置スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ハ
此ノ限ニ在ラス

第二十七條 汽罐ノ据付位置ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一 汽罐ノ外側ト天井又ハ屋根裏トノ間ニハ百二十種以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ安全弁
其ノ他ノ検査及取扱ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 罐體ヲ露出セル汽罐又ハ堅型汽罐ニ在リテハ前號ノ外其ノ外側ト壁體トノ間ニ四十五種以上
ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ罐胴ノ内徑五百耗以下ニシテ長千耗以下ノモノニ在リテハ三十
種迄短縮スルコトヲ妨ケス

第二十八條 露出セル汽罐ノ外側又ハ金屬性煙突若ハ煙筒ヨリ十二種以内ニ在ル可燃性材料ハ金屬
以外ノ不燃性材料ヲ以テ適當ニ被覆スヘシ

汽罐室又ハ汽罐設置場所ニ燃料ヲ貯藏スル場合ニハ汽罐外側ヨリ百二十種以上ノ距離ヲ保有セシ
ムヘシ但シ防火ノ爲適當ナル障壁ヲ設クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 汽罐室ニハ二以上ノ出入口ヲ設クヘシ但シ避難ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 本章ノ規定ハ移動式汽罐ニハ之ヲ適用セス

第四章 汽罐士及汽罐取扱主任者

第三十一條 汽罐士免許ヲ受ケタル者(以下單ニ汽罐士ト稱ス)ニ非サレハ汽罐ノ取扱ニ從事スル
コトヲ得ス但シ汽罐士ノ指揮監督ノ下ニ補助トシテ作業ニ從事スル者ハ此ノ限ニ在ラス

汽罐士免許ヲ分チ一級汽罐士免許及二級汽罐士免許ノ二種トス

第三十二條 汽罐士免許ハ汽罐士試験ニ合格シ且一級汽罐士免許ニ在リテハ一年以上、二級汽罐士
免許ニ在リテハ六月以上汽罐取扱ノ作業ニ從來シタル者ニ之ヲ與フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ニハ之ヲ與ヘス

- 一 女子又ハ十八歳未満ノ者
- 二 精神病者、聾者、啞者又ハ盲者
- 三 汽罐士免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セサル者

汽罐取締令

四 其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

第三十三條 汽罐士試験ハ左ノ各號ノ科目ニ關シ之ヲ行フ

一 汽罐構造(設計及材料ニ關スル事項ヲモ含ム)

二 汽罐取扱方法

三 燃料及燃燒

四 汽罐取締ニ關スル法令

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ一級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ

得

一 工業學校ニシテ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ機械又ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者

三 二級汽罐士免許ヲ受ケ二年以上汽罐取扱ニ從事シタル者

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ二級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得
一 前項第一號ニ定ムル以外ノ工業學校ニ於テ機械若ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者又ハ地方長官ノ指定シタル青年學校ニ於テ汽罐ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者

第三十五條 汽罐士試験ヲ受ケントスル者ハ別記第十五號様式ニ依リ受験地地方長官ニ願出ツヘシ

汽罐士試験ニ合格シタルトキハ別記第十六號様式ノ汽罐士試験合格證書ヲ交付ス

第三十六條 汽罐士免許ヲ受ケントスル者ハ別記第十七號様式ニ依リ前條ノ試験ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スヘシ

地方長官汽罐士免許ヲ與ヘタルトキハ別記第十八號様式ノ汽罐士免許證ヲ交付ス

第三十七條 汽罐士左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

一 故意又ハ重大ナル過失ニ因リ火災、汽罐ノ破裂又ハ之ニ準スル事故ヲ惹起シタルトキ

二 第三十二條第二號又ハ第四號ニ該當スルニ至リタルトキ

三 汽罐取扱主任者タル汽罐士第四十條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

前項ノ處分ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク汽罐士免許證ヲ返納スヘシ

汽罐士免許ノ停止期間滿了シタルトキハ汽罐士免許證ヲ還付ス

第三十八條 汽罐士免許證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ別記第十九號様式ニ依リ免許ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スルコトヲ得

第三十九條 汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者ヲ選任スヘシ

前項ノ汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ニ該當スル者ナルコトヲ要ス但シ第四條ノ汽罐ニ付テハ此ノ限

汽罐取締令

一七五

ニ在ラス

一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七疋平方裡以上ノモノニ在リテハ一級汽罐士

二 其ノ他ノモノニ在リテハ一級汽罐士又ハ二級汽罐士

汽罐設置者第一項ノ規定ニ依リ汽罐取扱主任者ヲ選任シタルトキハ其ノ履歷書及汽罐士免許證ノ寫(前項但書ノ場合ヲ除ク)ヲ添ヘ設置地地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官汽罐取扱主任者ガ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトヲ得

第四十條 汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 水面測定裝置ハ一日ニ一回以上其ノ機能ヲ検査スルコト

二 罐水ノ汚濁ニ注意シ適宜排水ヲ行フコト

三 給水裝置ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト

四 安全弁ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト

五 汽罐検査證ニ記載シタル制限壓力ヲ超エテ蒸汽壓ヲ上昇セシメサルコト

六 危害豫防ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル措置ヲ爲スコト

汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者カ前項各號ノ事項ヲ遵守スルコトヲ妨タルコトヲ得ス

第五章 手数料

第四十一條 汽罐設置者第七條第一項(罐體検査)、第八條第一項(竣功検査)、第十一條第一項(修繕、變更検査)、第十三條第一項(更新検査)又ハ第十九條第五項(再使用検査)ノ検査ヲ受ケントスルトキハ別表第一號ニ定ムル手数料ヲ納付スヘシ

第四十二條 汽罐士試験若ハ汽罐士免許ヲ受ケントスル者又ハ汽罐士免許證ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ別表第二號ニ定ムル手数料ヲ納付スヘシ

第四十三條 前二條ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ願書ニ之ヲ貼付スヘシ

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セス但シ第三十四條ノ規定ニ依リ汽罐士試験ノ全部ヲ省略シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六章 罰 則

第四十四條 左ニ掲クル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

一 第五條(汽罐設置許可)、第六條第一項(罐體検査)、第九條第一項(汽罐検査證)、第十條(汽罐修繕、變更許可)、第十一條第二項(汽罐修繕、變更検査)、第十四條第四項(汽罐検査員ノ認可)、第十五條(汽罐検査ノ準備)、第十六條(汽罐検査ノ立會)、第十八條(汽罐設置者ノ遵守事項)、第十九條第四項(汽罐再使用検査)、第二十六條乃至條二十九條(汽罐室)、第三十一條

汽罐取締令

第一項（汽罐士免許）、第三十九條第一項（汽罐取扱主任者ノ選任）及第四十條（汽罐取扱主任者ノ遵守事項及汽罐設置者ノ義務）ノ規定ニ違反シタル者

二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ検査ヲ受クルコトヲ怠リタル者、第十七條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ命令ニ従ハサル者又ハ第二十三條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者

第四十五條 第七條第三項（汽罐明細書書換手續）、第九條第二項（汽罐設置者變更手續）、第十四條第三項（保險契約及其ノ更新、終了又ハ解除ノ届出）、第十九條第一項乃至第三項（汽罐使用ノ廢止又ハ休止ノ届出、汽罐検査證ノ返納及汽罐再使用ノ届出）、第二十條（事故ノ届出）、第三十七條第二項（汽罐士免許證ノ返納）及第三十九條第三項（汽罐取扱主任者ノ届出）ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十六條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

第四十七條 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十八條 本令ニ依ル罰則ハ汽罐管理人ヲ選任シタル場合ニ在リテハ汽罐管理人ニ、法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成

年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第七章 附 則

第四十九條 本令ハ昭和十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十條 地方長官ハ本令施行ノ際汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ設置又ハ修繕ノ許可申請中ノ汽罐ニ付テハ本令ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依リ處分スルコトヲ得

前項ノ處分ハ本令ニ依リ處分シタルモノト看做ス

第五十一條 本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ検査若ハ試験又ハ許可若ハ認可ヲ受ケタル汽罐ハ本令ニ依リ検査又ハ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依ル汽罐検査ノ有効期間ハ之ヲ變更セス但シ本令施行後一年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十二條 本令施行ノ際現ニ許可又ハ検査ヲ要セスシテ使用スル汽罐ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ許可又ハ検査ヲ受クルヲ要スルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第五十三條 本令施行ノ際現ニ汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ従事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ關スル資格ニ付地方長官ノ證明若ハ免許ヲ有スル者又ハ本令施行前一年以上汽罐ノ取扱ニ従事シタル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内

汽罐取締令

ニ本人ノ申請アリタル場合ニ限り第三十二條本文ノ規定ニ拘ラス左ノ區別ニ從ヒ汽罐士免許ヲ與
 一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七疋平方釐以上ノ汽罐ノ取扱ニ付資
 格又ハ免許アル者又ハ其ノ取扱主任者ニハ一級汽罐士
 二 其ノ他ノ者ニ在リテハ二級汽罐士
 第三十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第一項ノ場合ニ在リテハ第四十二條ノ規定ニ依ル手数料ハ之ヲ徵收セス
 (第一號樣式)

(第二六條、第三七條)

汽罐設置願

左記汽罐設置致度候間御許可相成度此段及御願候也

年 月 日

設置者

氏

名 印

(地方長官) 殿

一	事業ノ名稱及種類
二	設置地名番號、市街地建築物法ニ依ル 地城址地區
三	設置者住所氏名、生年月日(法人ノ場合 ニ在リテハ名稱、主ナル事務所所在地、 代表者氏名)

四	敷地周圍ノ狀況
五	汽罐室(蒸罐設置室)ノ構造及床面積
六	使用ノ目的
七	一日ノ最長使用時間
八	燃料ノ種類及一日ノ最大消費見積量
九	焚火方法
一〇	汽罐ノ揚付及其ノ基礎並ニ煙道ノ構造 汽罐附屬設備ノ種類、構造、基數及配置
一一	給水装置ノ種類、能力ヲ示ス標準及 箇數
一二	過熱器ノ材料、主要寸法及蒸汽溫度
一三	過熱方法ノ概要
一四	給水加熱装置ノ概要
一五	空氣加熱装置ノ概要
一六	給水加熱槽ノ材料、主要寸法及接手 ノ種類
一七	機械的通風装置ノ概要並ニ主要寸 法又ハ能力ヲ示ス標準

汽罐取締令

三〇	煙突ノ構造、種別及主要寸法	(イ) 煙突ノ構造		
		甲 鐵板製	乙 鐵筋コンクリート	丙 其他
三一	煙突ノ構造、種別及主要寸法	(ロ) 煙突ノ構造設備ノ構造概要		
		(ハ) 煙突ト連絡スル汽罐ノ種類、型式及基礎並ニ其ノ基礎面積又ハ窯爐ノ種類及其ノ基礎並ニ其ノ基礎面積		
三二	工事 功 期 日	備考		
		<p>一 移動式汽罐ニ在リテハ第二號圖ニ主タル作業事務所ヲ記入スルコト</p> <p>二 〇印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト</p> <p>三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ</p> <p>四 願ニ關係ナキ事項ハ省略スルコトヲ得</p> <p>五 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト</p> <p>六 同一型式ノモノニ基以上設置スル場合ニ於テハ一基ニ付詳記シ他ハ省略スルコトヲ得</p>		

汽罐明細書

(第二號様式甲) (鋼製汽罐)(蒸罐ヲ除ク)

(縦二六釐、横三七釐)

一	汽罐ノ種類及型式	
二	制限壓力又ハ水頭壓	
三	汽罐ノ構造	
(イ)	爐格	甲 面積
		乙 積
(ロ)	傳熱面	甲 面積
		乙 積
(ハ)	罐胴ノ材料、最大内徑及板ノ厚	
(ニ)	爐筒又ハ火室板ノ材料、最大内徑、環長及板ノ厚	
(ホ)	鏡板、冠板及管板ノ材料、形狀並ニ板ノ厚	
(ヘ)	目板ノ材料及板ノ厚	
(ト)	控ノ材料、種類及徑又ハ厚	甲 縱接手ノ種類、鉄心距離
		乙 周接手ノ種類、鉄心距離
(チ)	罐胴ノ接手	甲 縱接手ノ種類、鉄心距離
		乙 周接手ノ種類、鉄心距離
(リ)	爐筒又ハ火室板ノ接手	甲 縱接手ノ種類、鉄心距離
		乙 周接手ノ種類、鉄心距離

汽罐取締令

(マ)	煙管又ハ水管ノ材料、管徑、長、厚及數
(ル)	人孔、檢査孔及掃除孔ノ大及數
(チ)	排水管ノ材料及内徑(排水コック又ハ排水弁ノ取付部分ニ於テ測リタルモノ)
(リ)	安全弁ノ種類、弁徑及數
(カ)	逸水装置ノ概要
(ヨ)	壓力計ノ最大指度數
(タ)	水面測定装置ノ種類及數(硝子水面計ニ在リテハ硝子管ノ内徑ヲ併記スルコト)
四	製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要
五	接合箇處及其ノ施行方法
六	接合施行者名
七	水壓試驗壓力
八	檢査場所及年月日
九	檢査官氏名印

備考 一 ◎印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト
 二 *印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト
 三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
 四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

(第二様式乙) (鐵製汽罐)

(様式六、横三七)

汽罐明細書

一	汽罐ノ種類、型式及節數
二	制限壓力又ハ水頭壓
三	汽罐ノ構造
(イ)	爐格
(ロ)	傳熱面積
(ハ)	檢査孔及掃除孔ノ大及數
(ニ)	排水管ノ材料及内徑(排水コック又ハ排水弁ノ取付部分ニ於テ測リタルモノ)
(ホ)	安全弁ノ種類、弁徑及數
(ヘ)	逸水装置ノ概要
(ト)	壓力計ノ最大指度數又ハ水高計ノ最大指度數
(チ)	水面測定装置ノ種類及數(硝子水面計ニ在リテハ硝子管ノ内徑ヲ併記スルコト)
四	製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要
五	水壓試驗壓力
六	檢査場所及年月日

汽罐取締令

七* 検査官氏名印

- 備考 一 ◎印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト
 二 *印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト
 三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
 四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト

(第二號様式丙) (蒸罐)

汽罐明細書

一	蒸罐ノ種類及型式	
二	制限壓力	
三◎	蒸罐ノ構造	
(イ)	蒸罐ノ内容積	
(ロ)	罐胴ノ材料、最大内徑、全長及板ノ厚	
(ハ)	鏡板ノ材料、形狀及板ノ厚	
(ニ)	蓋板ノ材料、形狀及板ノ厚	
(ホ)	蓋板、締付方法ノ概要	
(ヘ)	締付用螺釘及留釘ノ材料、徑、螺子ノ種類及數	

(縦二六釐、横三七釐)

	(ト) 罐胴ノ接合手	甲	接合手ノ種類、紙列數、紙口徑及紙心距
		乙	周接手ノ種類、紙列數、紙口徑及紙心距
	(チ)	安全弁ノ種類、弁徑及數	
	(リ)	給汽方法ノ概要	
	(ヌ)	壓力計ノ最大指度數	
	(ル)	排氣及排水方法ノ概要	
四		製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要	
五		溶接ヲ行ヒタル箇處及其ノ施行方法	
六		溶接施行者名	
七*		水壓試驗壓力	
八*		検査場所及年月日	
九*		検査官氏名印	

- 備考 一 ◎印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト
 二 *印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト
 三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
 四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト